

社団法人ふくい農林水産支援センター
（旧林業公社）のあり方検討委員会報告書
（資料編）

平成25年2月

社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会

【目次】

1	センター（旧林業公社）概要（平成24年4月1日現在）	1
2	林業公社（分収造林事業）を巡る最近の状況	5
3	分収造林事業の経営の選択肢	10
4	現在の材価による長期収支（公的支援見込額）試算結果	15
5	土地所有者アンケート調査結果（平成23年）	24
6	分収林の位置図	28
7	県営林の概要	29
8	社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討 委員会設置要綱	30
9	社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討 委員会委員名簿	31
10	委員会開催状況	31
11	主な用語の解説	32

1 センター（旧林業公社）概要 （平成24年4月1日現在）

(1) 設立年月日 昭和41年4月1日（社団法人福井県林業公社設立）
 (※) 平成17年4月1日に財団法人福井県農業公社、財団法人福井県農林漁業大学校を統合し、社団法人ふくい農林水産支援センターに名称を変更

(2) 社員 21 〔県、17市町、3団体〕

(3) 出資金 2,040千円 〔県：1,000千円 市町：890千円 団体：150千円〕

社員名	金額（千円）	社員名	金額（千円）
福井県	1,000	池田町	30
福井市	130	南越前町	60
敦賀市	50	越前町	70
小浜市	50	美浜町	10
大野市	90	高浜町	30
勝山市	50	おおい町	60
鯖江市	20	若狭町	40
あわら市	20	県森林組合連合会	50
越前市	80	県農業協同組合中央会	50
坂井市	40	県漁業協同組合連合会	50
永平寺町	60	計 21 社員	2,040

(4) 役員 18人 〔理事15人、監事3人〕

(5) 主な事業

林業部門 〔旧林業公社〕	① 分収造林事業（森林整備、契約変更・造林地管理） ② 受託事業（公園緑地の維持管理業務、治山事業現場技術業務、治山・林道工事技術業務等）
農業部門 〔旧農業公社〕	① 農地保有合理化事業 ② 新規就農支援事業 ③ 受託事業（設計積算、就業支援、園芸プロ支援）
研修部門 〔旧農林漁業大学校〕	① 研修事業（基礎・専門・総合研修、受託研修）

(6) 職員数 総数33人

	常勤 職員数	非常勤 職員数		非常勤 職員数	計
		プロパー 職員数	県派遣 職員数		
林業部門〔旧林業公社〕	8人	5人	3人	7人	15人
農業部門〔旧農業公社〕	3人	2人	1人	4人	7人
研修部門〔旧農林漁業大学校〕	1人	0人	1人	5人	6人
共通部門〔総務関係〕	4人	3人	1人	1人	5人
計	16人	10人	6人	17人	33人

[林業部門の職員数の推移]

単位：人

年度	常勤職員数				非常勤職員数		計			
	プロパー職員数		県派遣職員数							
H 8	16	(14)	13	(11)	3	(3)	0	(0)	16	(14)
H 9	14	(12)	12	(10)	2	(2)	0	(0)	14	(12)
H 1 0	14	(12)	12	(10)	2	(2)	0	(0)	14	(12)
H 1 1	13	(11)	11	(9)	2	(2)	0	(0)	13	(11)
H 1 2	13	(11)	12	(10)	1	(1)	1	(0)	14	(11)
H 1 3	13	(11)	12	(10)	1	(1)	1	(0)	14	(11)
H 1 4	12	(10)	10	(8)	2	(2)	1	(0)	13	(10)
H 1 5	12	(10)	10	(8)	2	(2)	2	(0)	14	(10)
H 1 6	12	(10)	10	(8)	2	(2)	2	(0)	14	(10)
H 1 7	12	(10)	10	(8)	2	(2)	1	(0)	13	(10)
H 1 8	10	(9)	8	(7)	2	(2)	1	(0)	11	(9)
H 1 9	10	(8)	8	(6)	2	(2)	6	(0)	16	(8)
H 2 0	9	(8)	7	(6)	2	(2)	7	(1)	16	(9)
H 2 1	9	(8)	7	(6)	2	(2)	9	(1)	18	(9)
H 2 2	9	(8)	6	(5)	3	(3)	10	(2)	19	(10)
H 2 3	9	(8)	6	(5)	3	(3)	10	(2)	19	(10)
H 2 4	8	(8)	5	(5)	3	(3)	7	(0)	15	(8)

(※) H 9年度から、プロパー職員退職者不補充（H 1 2のプロパー職員増加は、県への派遣終了によるプロパー職員の復帰による。）

(※) 職員数については、受託事業による増減員があるため、() 内に受託事業を除く人数を記載

(7) 分収造林事業の契約状況

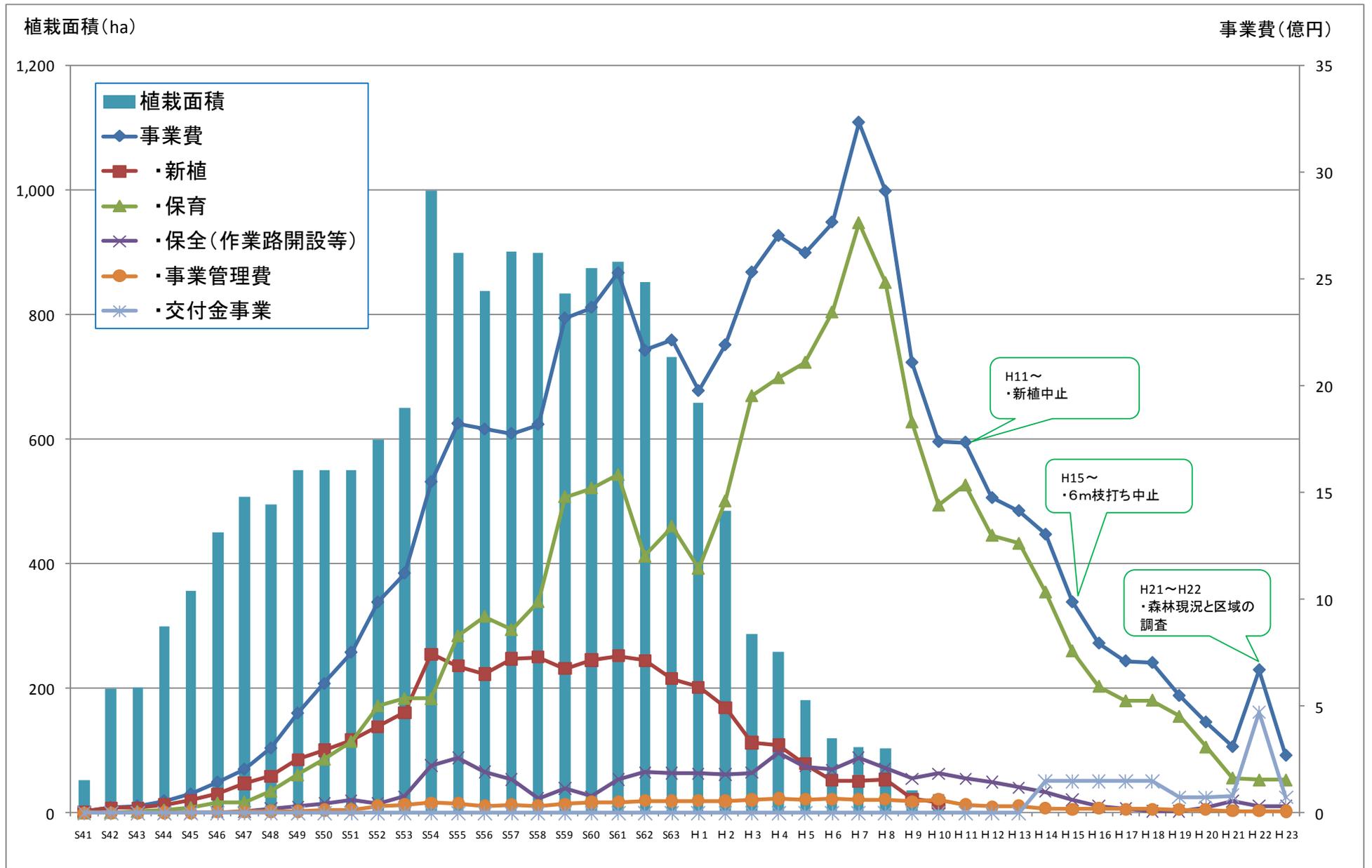
区分	土地所有者数 (人)	契約者数	管理面積 (ha)
1 個人	3,858	1,120	8,670
2 生産森林組合	187	196	4,166
3 地縁団体 (自治会等)	64	53	711
4 社寺	54	37	427
5 森林組合	3	2	20
6 社団・財団法人	24	23	374
7 その他法人・団体	19	12	164
8 市町	13	13	305
9 財産区	1	1	27
計	4,223	1,457	14,864

※土地所有者数・契約者数については、契約ごとにカウントしているため、総数で記載

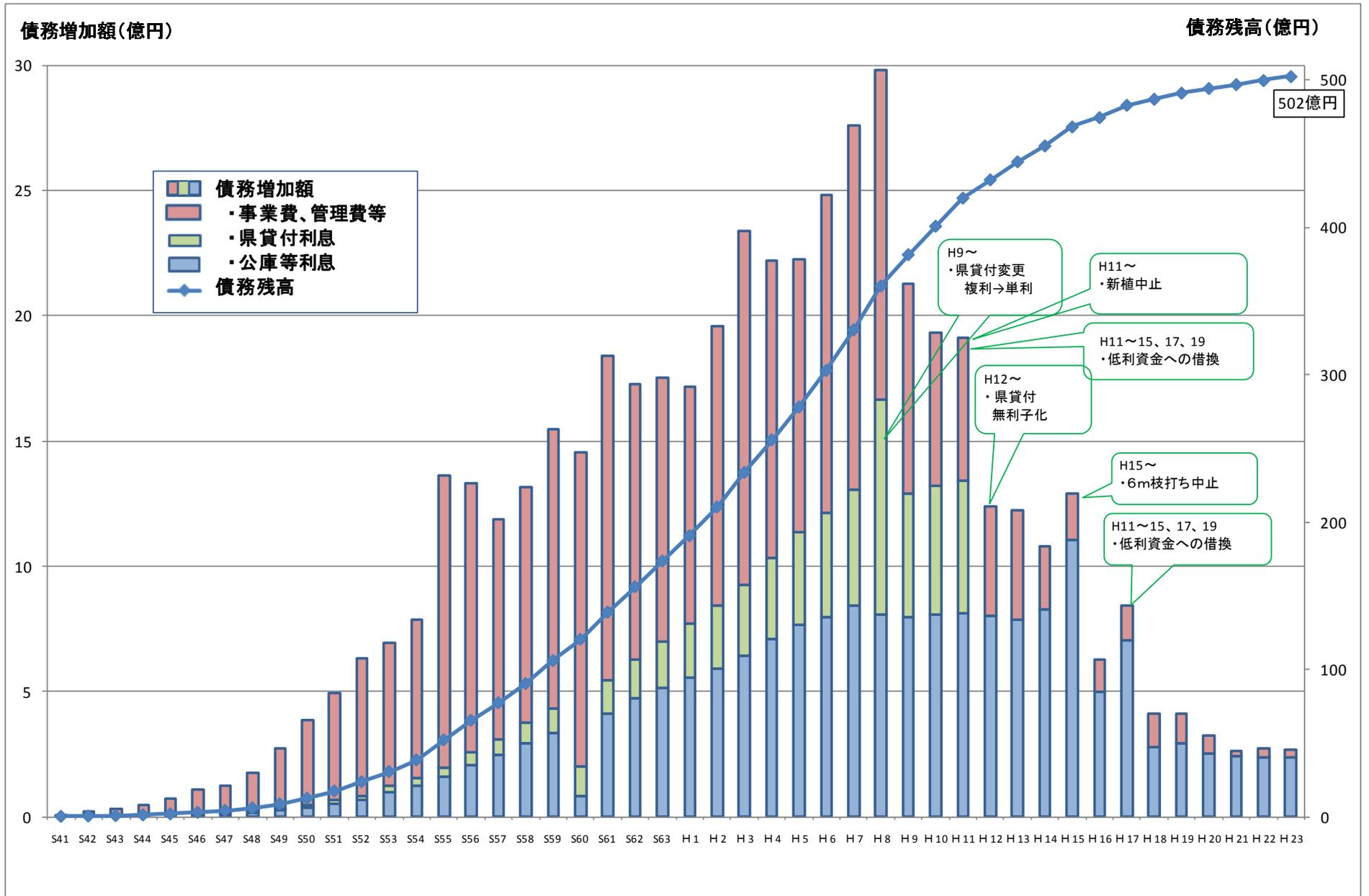
(8) 長伐期化の取組状況

年度	長伐期化への変更 (面積)		進捗率 (%)
	単年度 (ha)	累計 (ha)	
平成 16 年度	884	884	6
平成 17 年度	170	1,054	7
平成 18 年度	1,738	2,792	19
平成 19 年度	1,174	3,966	27
平成 20 年度	2,034	6,000	40
平成 21 年度	545	6,545	44
平成 22 年度	213	6,758	45
平成 23 年度	98	6,856	46

(9) センター（旧林業公社）の植栽面積および事業費の推移



(10) センター（旧林業公社）の債務増加額および債務残高の推移



2 林業公社（分収造林事業）を巡る最近の状況

（1）第三セクター等の抜本的な改革の推進

- ・平成21年4月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行に伴い、国は、平成25年度までの5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行うよう地方公共団体に要請
- ・林業公社を抱える地方と国の協議の場として、平成20年11月、総務省、林野庁および府県代表で構成された「林業公社の経営対策等に関する検討会」が設置され、平成21年6月に次の報告書がとりまとめられた。

「林業公社の経営対策等に関する検討会報告書」の概要

検 討 結 果	<ul style="list-style-type: none"> ○経営状況等の実態把握・開示 <ul style="list-style-type: none"> ・最新の公益法人会計基準の早期適用、議会や住民への情報公開、 ・森林資産の時価評価方法の検討 ○林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会で検討の上、「改革プラン」を策定 ○将来の森林整備のあり方の検討
------------------	--

国 の 支 援 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ○日本政策金融公庫資金（利用間伐推進資金）の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・資金対象として、民間金融機関への償還元金を追加 ○都道府県の無利子貸付、利子補給に対する特別交付税措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・措置率20%、上限2億円→措置率50%、上限5億円 ○第三セクター等改革推進債の対象拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・破産・再生手続きの他に清算計画を作成して行われる債務処理を追加
----------------------------	--

（※）第三セクター等改革推進債（平成21年度～平成25年度の時限措置）

第三セクター等の整理または再生に伴い必要となる、損失補償に要する一定の経費を地方債の対象とすることが認められている。（ただし、議会での単独議決が必要である。）

（2）他県林業公社の経営見直しの動向

見直しの方向	県名（実施年度）	見直しの背景・理由等
公社廃止 ・県営林化	岩手県（H19）	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの借入の返済が困難な状況から県営林事業と一元化し、県が管理 ・県が分収林を簿価で引き受け（代物弁済）
	大分県（H19）	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐跡地の再造林が期待しがたい状況 ・非皆伐施業および公益的機能を重視した経営への転換 ・県が分収林を簿価で引き受け（代物弁済）
	神奈川県（H22）	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の伐採収入で債務のすべてを解消することが困難 ・公社林の目的を環境保全重視に転換 ・県営林との一体的管理による効率化 ・県が時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄
	青森県 （H25 予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・分収造林事業は企業的経営での再生が困難 ・分収林の持つ地域経済の振興、公益的機能など、公共財としての性格を考慮して県が承継 ・県が時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄予定 ・分収造林事業以外は新法人を設立して事業を継続（24年4月）し、民事再生手続きにより25年4月に県営化し、公社を廃止
	山梨県 （H24-H28 予定）	
	山梨県 （H24-H28 予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採収益で借入金を賄う分収造林事業の仕組みは成り立たない ・公社で一定期間（5年間）分収見直し等の改革に取組みの上、公社廃止、県営化 ・県が時価で引き受け（代物弁済）、回収不能額について債権を放棄予定

	茨城県 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・農林公社の造林部門を廃止
	栃木県 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> ・分収造林事業のスキームが成り立たないため県営林へ統合 ・奥山等の収益性の低い分収林を早期に契約解除
	愛知県 (H24-H27 予定) <ul style="list-style-type: none"> ・H24年9月に方針表明 ・H25年2月に民事再生申立て 	<ul style="list-style-type: none"> ・材価の大幅な下落で返済が見込めない多額の債務が残ることから事業継続困難 ・25年2月に民事再生を申し立てし、25年8月から再生計画を実行し、27年度末に農林公社を廃止(県営化)予定 ・公庫等債務は、25年度に三セク債を活用し、県が損失補償
	広島県 (未定) <ul style="list-style-type: none"> ・H24年9月に方針表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・分収林造林地の公益的機能の持続的発揮のため、農林振興センターを廃止し、県営化(24年12月に民事再生手続きで行う旨を表明) ・公庫債務は、25年度に三セク債を活用し、県が損失補償 ・分収見直しは18年度から進めて進捗71%(24年7月)
	京都府 (未定) <ul style="list-style-type: none"> ・H25年2月に方針表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年程度かけて土地所有者との契約変更・解除交渉を行った後、民事再生手続きで公社を解散、事業の一部を府が引き継ぐ(採算林は土地所有者に経費負担を求める契約変更、不採算林は契約解除・返還)
公社存続	岡山県 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐跡地の再造林が困難な状況 ・環境保全重視の経営に転換し、針広混交林へ誘導して返還 ・県の無利子貸付により公庫等債務を全額繰上償還し、債務の累増防止と利息負担を軽減 ・公社の経営目的を環境林整備に転換し、毎年10億円を40年間助成
	滋賀県 (H19-H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の債務の圧縮に向け、特定調停を申し立てたが、公庫債務は圧縮に応じてもらえず、県が債務引受け ・県と下流団体の債務について、特定調停が成立し、債務圧縮
	徳島県 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・県の林業施策の実行機関として公社を存続し、経営規模拡大、分収林の買取り(公社有林化)等を実施
	宮崎県 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部検討委員会の提言(23年11月)に基づき、県の追加貸付等により存続
	高知県 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部検討委員会の提言(24年2月)に基づき、不採算林の分離・分割、民間事業者への管理委託の推進等により存続
	鳥取県 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部検討委員会の提言(24年2月)に基づき、25年2月に県が改革プランを策定し、公社存続で収入間伐の推進などにより最終損失の解消(黒字化) (分収比率は見直さないこととし、立木での分収を導入)
	石川県など多数	<ul style="list-style-type: none"> ・外部検討委員会の提言に基づき、経営改善(分収見直し等)を続行
公社廃止 <ul style="list-style-type: none"> ・事業廃止 	群馬県 (H23-H25 予定) <ul style="list-style-type: none"> ・H22年度に方針表明 ・H23年度に民事再生申立て 	<ul style="list-style-type: none"> ・25年度の公社解散を目標に23年4月に民事再生を申し立て ・25年度の公社解散を目標に土地所有者と契約解除交渉を推進 ・契約解除による事業廃止を進めるが、森林の公益的機能を損なわないため、解除できない森林などは別の森林整備法人による管理を検討 ・県貸付金の返済不能額について債権を放棄 ・多額の県民負担が発生することから、県民への説明責任を果たすため、公社は解散すべきと県議会で議決

(※) 公表資料等から抜粋

(3) 他県林業公社の経営面積および債務残高の状況（平成23年度末）

県名	公社名	経営面積 (ha) A	債務残高 (百万円) B	経営面積1ha当 たりの債務残高 B/A
北海道	(一財)北海道森林整備公社	84	0	0.00
青森県	(社)青い森農林振興公社	10,215	35,953	3.52
宮城県	(社)宮城県林業公社	9,283	16,670	1.80
秋田県	(財)秋田県林業公社	23,999	42,281	1.76
山形県	(財)山形県林業公社	15,651	37,238	2.38
福島県	(社)福島県林業公社	15,127	49,883	3.30
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	1,925	2,516	1.31
群馬県	(社)群馬県林業公社	5,092	696	0.14
埼玉県	(社)埼玉県農林公社	3,171	17,812	5.62
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	651	1,377	2.12
新潟県	(社)新潟県農林公社	10,195	30,734	3.01
富山県	(公社)富山県農林水産公社	7,477	35,481	4.75
石川県	(財)石川県林業公社	13,731	46,133	3.36
福井県	(社)ふくい農林水産支援センター	14,864	50,265	3.38
山梨県	(財)山梨県林業公社	7,756	27,210	3.51
長野県	(社)長野県林業公社	14,773	31,002	2.10
岐阜県	(社)岐阜県森林公社	14,072	37,012	2.69
	(社)木曾三川水源造成公社	10,028	27,706	
愛知県	(社)愛知県農林公社	4,767	20,994	4.40
滋賀県(※)	(社)滋賀県造林公社	19,430	18,763	0.97
京都府	(社)京都府森と緑の公社	4,522	22,602	5.00
兵庫県	(社)兵庫みどり公社	19,405	58,717	3.03
奈良県	(財)奈良県林業基金	1,344	9,894	7.36
和歌山県	(社)わかやま森林と緑の公社	3,361	14,966	4.45
鳥取県	(財)鳥取県造林公社	14,563	30,879	2.12
島根県	(社)島根県林業公社	21,975	58,795	2.68
	(社)隠岐島前森林復興公社	438	0	
岡山県	(社)おかやまの森整備公社	24,039	62,549	2.60
広島県	(財)広島県農林振興センター	14,831	46,343	3.12
山口県	(財)やまぐち農林振興公社	12,620	45,611	3.61
徳島県	(社)徳島県林業公社	7,009	18,250	2.60
高知県	(社)高知県森林整備公社	14,908	27,866	1.87
長崎県	(公社)長崎県林業公社	11,281	30,356	2.69
熊本県	(社)熊本県林業公社	8,545	30,176	3.53
宮崎県	(社)宮崎県林業公社	10,277	37,991	3.70
鹿児島県	(公社)鹿児島県森林整備公社	11,388	32,357	2.84
計	34都道府県36公社	382,797	1,057,078	2.76

(※)石川県の公社については、平成23年度に、民間金融機関借入金の一部を県出資に振り替えたことにより、平成22年度末に61,835百万円あった債務が減少し、平成23年度末現在で46,133百万円となっている。

(※)滋賀県の2公社については、平成23年3月30日に114,447百万円あった債務が減免され、平成23年度末現在で18,763百万円となっている。

(4) 他県林業公社の分収方式見直しの状況(平成23年度末)

都道府県名	林業公社等名	契約件数(件)	長伐期・複層林施業への変更					分収割合の変更					摘要		
			方針の有・無	既存契約年数	変更契約年数	目標(%)	進捗(%)	方針の有・無	既存割合(公社)	所有者	変更割合(公社)	所有者		目標(%)	進捗(%)
北海道	(一財)北海道森林整備公社	29	無	16~36	-	-	-	無	5	30	-	-	-	-	費用負担者の分収割合65%(三者契約)
青森県	(社)青い森農林振興公社	1,312	有	45,50	60	100	59	有	6	4	7	3	100	54	分収割合の見直しの公有林は8:2。目標・進捗は件数ベース
宮城県	(社)宮城県林業公社	1,398	有	50	70	75	64	無							目標・進捗は面積ベース
秋田県	(財)秋田県林業公社	1,903	有	50	80	100	78	有	6	4	7	3	57	93	目標・進捗は面積ベース
山形県	(財)山形県林業公社	1,500	有	70	90	100	73	有	6	4	7	3	100	0	目標・進捗は面積ベース
福島県	(社)福島県林業公社	2,965	有	60	80	100	64	有	6	4	8	2	100	64	目標・進捗は契約件数ベース
茨城県	(公財)茨城県農林振興公社														公社分収造林はH22末をもって終了。H23から県で保育管理を実施。
栃木県	(財)栃木県森林整備公社	496	無	50,60				無	70,60	30,40					
群馬県	(社)群馬県林業公社	1,492	無	50				無	60	40					
埼玉県	(社)埼玉農林公社	1,400	有	50	70	90	20	有	60	40	75	25	90	20	目標・進捗は契約件数ベース
東京都	(公財)東京都農林水産振興財団	0	無					無	6	4					ただし、主伐時に分収割合の変更協議を実施することについて、125件中100件の承諾済み(平成12年度実施)。
新潟県	(社)新潟県林業公社	5,309		50,60	90				60,70	40,30					現在、検討中
富山県	(公社)富山県農林水産公社	989	有	40,50,55	80	100	37	有	6	4	8	2	100	54	社員9:1、(目標・進捗は契約件数ベース)
石川県	(財)石川県林業公社	1,815	有	55	80	100	48	有	6	4	8	2	100	56	分収割合は、公社80%~30%・土地所有者20%~70%の範囲で変動
福井県	(社)ふくい農林水産支援センター	1,452	有	50	80	100	47	無							
山梨県	(財)山梨県林業公社	3,336	有	55	75~95	80	0	有	6	4	8	2	100	0	公社解散時(H29.3月)までに実施
長野県	(社)長野県林業公社	1,050	有	35~40	70~80	100	88	有	55,60	45,40	70	30	100	8	
岐阜県	(社)岐阜県森林公社	1,215	有	60	100	100	71	無	6	4					一部7:3契約あり
	(社)木曾三川水源達成公社	1,665	有	60	100	100	51	無	5	5			100	0	3者契約で5:4:1 市町村及び財産区の持分4:1:5→5:1:4に変更するよう協議。
愛知県	(社)愛知県農林公社	1,947	有	50	80~100	80	63	有	6	4	7	3	21	6	分収割合は市町村及び財産区を対象に変更を進めている
滋賀県	(社)滋賀県造林公社	3,619	有	50	80	100	80	有	6	4	9	1	100	1	
京都府	(社)京都府森と緑の公社	277	有	50,60,70	80	100	83	無	7	3					
兵庫県	(社)兵庫みどり公社	977	有	60	80	100	96	有	6	4	8	2	100	89	目標・H24変更交渉完了
奈良県	(財)奈良県林業基金	186	有	60	83	23	12	無	75	25					
和歌山県	(社)わかやま森林と緑の公社	314	有	50	80	90	85	無	60,70	40,30					
鳥取県	(財)鳥取県造林公社	1,860	有	60	80	100	34	有	6	4	8	2	100	0	面積割合(5,474/15,919=34.4%)
島根県	(社)島根県林業公社	1,914	有	50	80	82	78	有	60,30~40	60~70,30~40			100	0	市町村持分について、長期収支が黒字化するまで凍結する。
	(社)隠岐島前森林復興公社	278	無					無	65	35					
岡山県	(社)おかやまの森整備公社	3,304	有	50	70	100	93	有	5(7)	5(3)	8	2	100	100	分収率変更は、H20に純粋な市町村有で実施
広島県	(財)広島県農林振興センター	1,809	有	スキ50、ヒノキ55	70,80	100	79	有	6	4	7	3	100	70	割合は面積ベース 施業転換は長伐期のみ
山口県	(財)やまぐち農林振興公社	2,088	有	50	80	100	88	無	6	4					検討中
徳島県	(社)徳島県林業公社	953	有	45	90	100	71	有	6	4	7	3	100	71	社員有林については8:2
高知県	(社)高知県森林整備公社	1,399	有	60	80	44	37	有	6	4	7	3	100	0	公有林地の分収割合は、9:1
長崎県	(公社)長崎県林業公社	2,605	有	50	80	100	85	有	6	4	7	3	100	84	公有地の分収割合は、6:4→8:2
熊本県	(社)熊本県林業公社	1,438	有	50	80	85	52	有	6	4	7	3	92	26	目標・進捗は面積ベース
宮崎県	(社)宮崎県林業公社	1,215	有	40~50	60	83	41	無							市町村所有林分の分収割合変更は実施済
鹿児島県	(公社)鹿児島県森林整備公社	2,819	有	40	80	80	73	無							国有部分林契約を除く
契約件数計		58,328													
集計			有	30					20						
			無	5					15						

(5) 森林の有する公益的機能(多面的機能)の評価

○答申本体に盛り込まれた評価

機能の種類		評価額(億円/年)			評価・試算方法		
		全国(※)	福井県	センター	全国	福井県	センター
地球環境 保全 地球温暖 化の緩和	二酸化炭 素吸収機 能	12,391	154	7	〈森林による二酸化炭素吸収量〉 森林による二酸化炭素吸収量を火力発電所における二酸化炭素回収コストにより評価(代替法)	全国と福井県の森林面積の比率により算出	福井県とセンター林の森林面積の比率により算出
	土砂災害 防止 土壌保全 機能	282,565	3,504	168			
	表層崩壊 防止機能	84,421	1,047	50	〈森林により軽減されている崩壊面積〉 森林による地表の崩壊軽減推定面積を山腹工事費により評価(代替法)		
水源涵養 機能	洪水緩和 機能	64,686	678	33	〈森林により軽減されている洪水流量〉 森林による洪水流量調整量を治水ダムの減価償却費および年間維持費により評価(代替法)	全国の方法に基づき、県の洪水流量調整量に置き換えて算出	
	水資源貯 留機能	87,407	2,331	112	〈森林土壌による流域貯留量〉 森林土壌の貯留水量を利水ダムの減価償却費および年間維持費により評価(代替法)	全国の方法に基づき、県の貯留水量に置き換えて算出	
	水質浄化 機能	146,361	2,782	133	〈森林による水質浄化機能〉 水資源貯留機能による森林の貯留水量のうち、生活用水利用相当分を水道料金で、その他を雨水利用施設の減価償却費および年間維持費により評価(代替法)	全国の方法に基づき、県の貯留水量に置き換えて算出	
計		677,831	10,496	503			

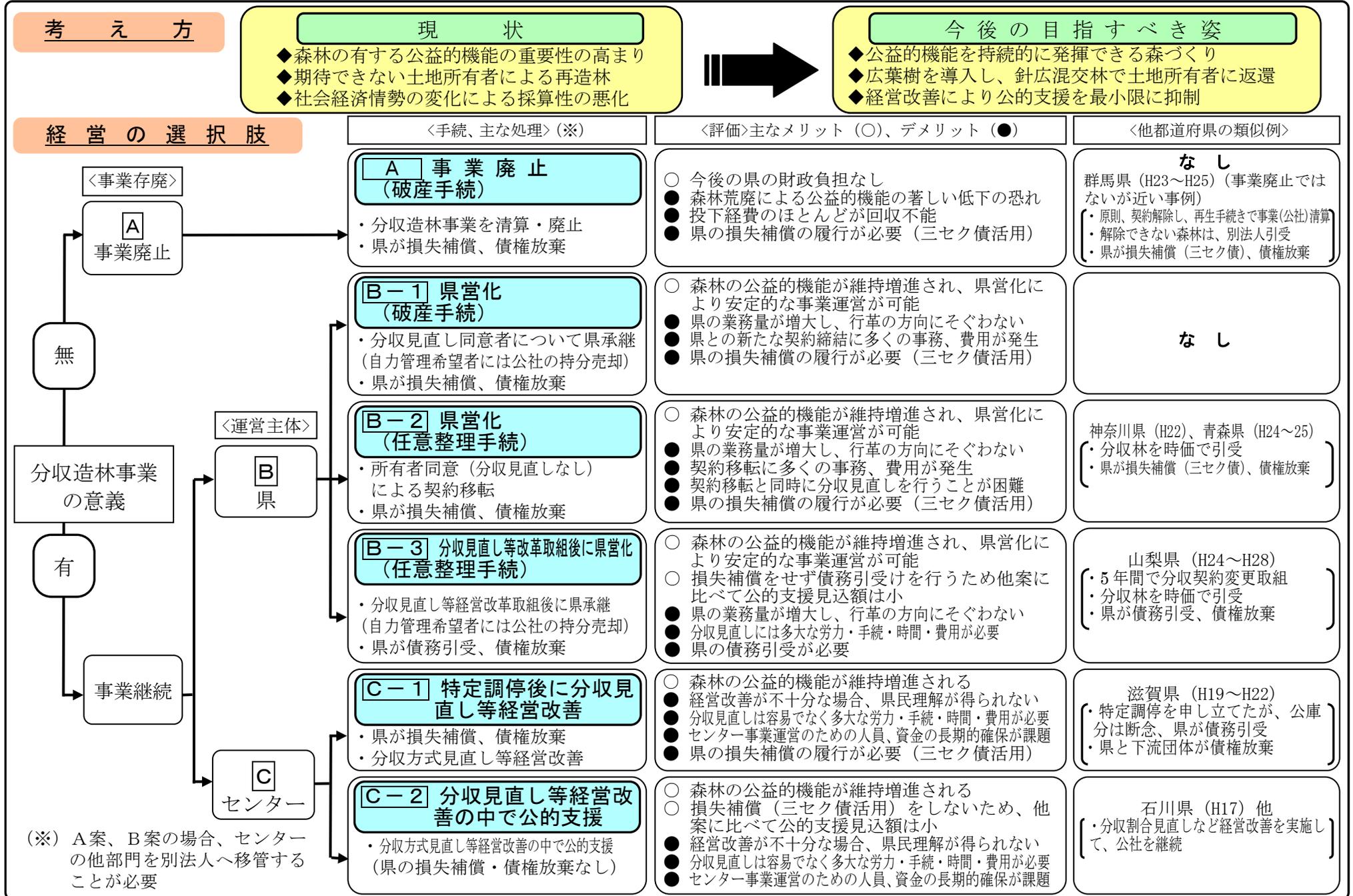
○答申の関連付属資料に盛り込まれた評価

地球環境 保全 地球温暖 化の緩和	化石燃料 代替機能	2,261	20	1	〈木造住宅の建築による化石燃料代替効果〉 木造住宅が全てRC造、鉄骨プレハブで建設された場合に増加する炭素放出量を火力発電所における二酸化炭素回収コストにより評価(代替法)	全国と福井県の森林面積の比率により算出	福井県とセンター林の森林面積の比率により算出
保健・レ クレーシ ョン機能	保健休養 機能	22,546	280	13	〈森林の保養効果〉 自然風景を鑑賞することを目的とした旅行費用により評価(トラベルコスト法)		
計		24,807	300	14			

※1 全国値については、日本学術会議答申「地域環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」および同関連付属資料(榊三菱総合研究所報告書)(平成13年11月)による。

- ・機能によって評価方法は異なっており、また、評価されている機能は多面的機能全体のうち一部の機能にすぎない。
- ・いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」など一定の仮定の範囲においての数字であり、少なくともこの程度には見積もられるといった試算の範疇を出ない数字であるなど、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

3 分収造林事業の経営の選択肢



B 県営化（3案）と C センター継続（2案）の詳細比較

○B 県営化（3案）の詳細比較

選択肢 項目	B-1案 県営化 〔破産手続〕	B-2案 県営化 〔任意整理手続〕	B-3案 分収見直し等改革取組後（5年間を目途）に 県営化 〔任意整理手続〕
選択肢の 概要	破産手続きに合わせて、破産手続き外で実施 ① 分収見直し同意者については、県と新たな契約を締結し、時価で県に譲渡（現金）（破産管財人が自力管理が可能な者を中心に分収林持分（時価）を売却し契約解除） ② 同意しない者は、分収林持分を県が承継し、破産終結による法人消滅により契約も消滅 ※公庫等債務について、県が損失補償を履行（三セク債活用・センターに対する求償権取得）し、回収不能見込額について県が債権放棄	① 分収見直しを実施せず、現行の契約条件のまま、県への契約移転同意を取得 ② センター解散時に県が分収造林契約を承継し、分収林持分を時価で県に譲渡（代物弁済） ※公庫等債務について、県が損失補償を履行（三セク債活用・センターに対する求償権取得）し、回収不能見込額について県が債権放棄	① 分収見直し同意者は、県と新たな契約を締結（自力管理を希望する者には、分収林持分（時価）を売却し契約解除） ② センター解散時に県に同意者の分収林持分を時価で譲渡（代物弁済）し、県営化 ③ 同意しない者は、センターの分収林持分のみを県に譲渡（県が必要に応じて管理（伐採には同意が必要）） ④ 分収見直しに応じず、契約債務が残った場合は清算するため、和解などによる契約解除 ※公庫等債務について、県が債務引受（センターに対する求償権取得）し、回収不能見込額について県が債権放棄
手続の内容	① センターが破産申立て → 破産管財人が管理 → 破産終結 ② 県議会の議決（損失補償支払に係る予算案、三セク債同意、債権放棄）	① センターが清算計画を作成、提出 → センター総会で承認 ② 県議会の議決（損失補償支払に係る予算案、三セク債同意、債権放棄）	② 県議会の議決（債務引受に係る予算案、債権放棄）
メリット、 デメリット 〔○メリット ●デメリット〕	○ 森林の公益的機能が維持増進され、県営化により安定的な事業運営が可能となる ● 県営化により県の業務量が増大し、県の行財政改革（スリム化）の方向にそぐわない ● 県との新たな契約に伴い、多くの事務・費用がかかる ● 全国の林業公社で事例がなく、破産に対する反響が極めて大きい ● 県の損失補償（三セク債発行）の履行が必要となり、利息等負担が増加 ・損失補償に係る遅延損害金の負担発生 ・三セク債に係る将来利息負担が約定利息（B-3案・C-2案）より増加	● 県への契約移転に伴い、多くの事務・費用がかかる ● 同時に分収見直しを行うことが困難であるため、他の県営化案より公的支援見込額が大きい ● 県の損失補償（三セク債発行）の履行が必要となり、利息等負担が増加 ・損失補償に係る遅延損害金の負担発生 ・三セク債に係る将来利息負担が約定利息（B-3案・C-2案）より増加	○ 三セク債を活用せず（※）、県が公庫等債務の引受けを行うため、他の県営化案より公的支援見込額が小 （※）三セク債の発行期限はH25までのため、 ・損失補償をしないため、遅延損害金の負担なし ・約定弁済に係る将来利息負担は三セク債活用（B-1案・B-2案・C-1案）より小 ● 分収見直しは、いかに相手の理解を得ていくかが課題であり、多大な労力・手続・時間・費用が必要となる ● 分収見直しに同意しない契約が残った場合、清算するためには和解などによる契約解除が必要

〇C センター継続（2案）の詳細比較

選択肢 項目	C-1案 特定調停後に分収見直し等経営改善	C-2案 分収見直し等経営改善の中で公的支援
選択肢の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・センターが特定調停を申立てた後、公庫等債務を県が損失補償し、特定調停成立後に、回収不能見込額について県が債権放棄 ・5年間を目途に分収方式見直しに係る土地所有者の同意取得の交渉を実施するとともに、他の経営改善等もあわせて実施し、回収額の増加を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間を目途に分収方式見直しに係る土地所有者の同意取得の交渉を実施するとともに、他の経営改善等もあわせて実施し、回収額の増加を図る ・センターが経営改善を進める中で、県も公庫等利息への補助などを行い、特別交付税措置を最大限活用した支援を実施
手続の内容	<ol style="list-style-type: none"> ① センターが特定調停申立て、再建計画の作成・提示 ② 県議会の議決 (三セク債同意、調停案(債権放棄)の議決 → 調停成立) ③ センターが再建計画を実行 ・分収方式見直し(材積分収導入、分収比率見直し) 	<ol style="list-style-type: none"> ① センターが経営改善計画を作成 ② 県議会で経営改善計画、県支援策の説明(関係予算の議決) ③ センターが経営改善計画を実行、検証機関でのチェック ・分収方式見直し(材積分収導入、分収比率見直し)
メリット、デメリット (○メリット ●デメリット)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の公益的機能が維持増進される ● 分収見直しは容易ではなく、いかに相手の理解を得ていくかが課題であり、多大な労力・手続・時間・費用が必要となる ● 分収方式の見直しなど経営改善策の内容および効果が不十分であると、公的支援に対する県民の理解が得られないおそれがある ● センターの事業運営のための人員、資金の長期的確保が課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 債務縮減に長期間を必要とする ○ 公庫等債務について、県の損失補償の履行が求められないため、他案に比べて公的支援額見込額が小 <ul style="list-style-type: none"> ・損失補償をしないため、遅延損害金の負担なし ・約定弁済に係る将来利息負担は三セク債活用(B-1案・B-2案・C-1案)より小さい

今後の公的支援見込額の推計

単位：億円

選択肢		手続・主な処理	債務残高 (H23末)①	回収見込額 (※1) ②	回収不能見込額 ①-②=③	新たに発生する費用見込額 (※3) ④	公的支援 見込額 ③+④=⑤	造林補助金のうち県負担分 (※4)⑥			参考 (⑤+⑥)
								土地所有者へ の返還まで	契約解除後の 保育・伐採等	返還後の 再造林	
現行	皆伐	・ 現行のままセンター 存続	502	228	274	40	314	60	-	235	(609)
A 案 (事業廃止)	事業廃止	・ 事業を清算し、分 収林を処分 ・ 県が損失補償 + 債権放棄	502	2 (処分価格)	500 債権放棄 500	69 支払利息(損失補償) 65 損失補償での遅延損害金負担 4 法的手続費用 α	569	-	95 (※5)	-	(664)
B-1 案 (県営化)	非皆伐 分収見直し	・ 破産手続の中で分 収見直し同意者の 分収林を県が承継 ・ 県が損失補償 + 債権放棄	502	263	239 債権放棄 500 (※2)	69 支払利息(損失補償) 65 損失補償での遅延損害金負担 4 法的手続費用 α 消費税 0.1	308	95	-	-	(403)
B-2 案 (県営化)	非皆伐	・ 分収造林事業の全 部を県が承継 ・ 県が損失補償 + 債権放棄	502	157	345 債権放棄 500 (※2)	86 支払利息(損失補償) 65 損失補償での遅延損害金負担 21 消費税 0.1	431	95	-	-	(526)
B-3 案 (分収見直し等改革 取組後に県営化)	非皆伐 分収見直し	・ 分収見直し等改革 取組後に県が承継 ・ 県が債務引受 + 債権放棄	502	263	239 5 年後 債権放棄 500 (※2)	40 支払利息(既往償還) 40 消費税 0.2	279	95	-	-	(374)
C-1 案 (センター存続)	非皆伐 分収見直し	・ 特定調停の実施 ・ 県が損失補償 + 債権放棄 ・ 経営改善策の実行 (分収見直し・コスト削減)	502	263	239 債権放棄 239	86 支払利息(損失補償) 65 損失補償での遅延損害金負担 21 調停手続費用 α	325	95	-	-	(420)
C-2 案 (センター存続)	非皆伐 分収見直し	・ 特定調停なし ・ 経営改善を進める 中で公的支援 (分収見直し・コスト削減)	502	263	239	40 支払利息(既往償還) 40	279	95	-	-	(374)

(※1) 回収見込額②については、A案は分収林を現時点で処分した場合の評価額、B～C案は(将来収入) - (将来経費)とし、支払利息は除く。造林補助金は補助率85%で見込んでいるが、県営林の場合は、県負担34%が含まれなくなるが、他の案との比較のため、他と同様の補助率で試算している。

(※2) B案の債権放棄対象額は、県営化の際の時価評価額を仮に立木処分見込額2億円とみなし差し引いた額としている。B案を採る場合は、時価評価についてさらに精査する必要がある。

(※3) 損失補償にかかる三セク債(30年)の支払利息および既往償還にかかる利子助成に対しては、当面、50%の特別交付税措置があるが、上記には反映させていない。

(※4) 造林補助金(補助率85%)のうち県負担分(34%)を計上。

(※5) A案により造林地が返還された場合であっても、センターまたは県営化による事業継続地と同様な森林整備が土地所有者等に求められることから、同額の造林補助金(県負担)が必要であり、この県負担は、分収造林事業の継続の有無に関わらず発生するので、当該事業継続の際の県負担とは性格が異なる。

今後の公的支援見込額の推計（算出基礎）

（単位：億円）

選択肢	債務残高 ①	回収見込額		回収不能見込額 ①-② =③	新たに発生する費用見込額		公的支援見込額 ③+④	参考 (造林補助金のうち 県負担を加算) (※4)
		②	算出基礎 ※1		④	算出基礎		
現行	502	228	・将来収入-将来経費(支払利息除く) 228億円 (伐採収入+補助金)-(伐採、保育経費+管理費+分収交付金) (1,080億円+150億円)-(732億円+33億円+58億円+179億円)=228億円	274	40	・将来利息(公庫等既往債務支払利息) 40億円 公庫利息: 32億円 (債務117億円 平均利率1.52%) 民間利息: 8億円 (債務 52億円 平均利率0.94%) 計 : 40億円 (債務169億円 平均利率1.34%)	314	609 (+60+235)
A案 (事業廃止)	502	2	・分収林の現時点で処分した価格から、土地所有者持分4割を差し引いた価格 1.77億円 1.77億円 = 2.95億円(処分価格) × 0.6(持分6割)	500	69	・将来利息(三セク債支払利息) 65億円(※2) 発行額(債務)169億円×2.50%×30年= 65億円 ※30年利付国債の過去10年平均金利+α% ・損失補償履行日までの遅延損害金 4億円(※3) 公庫: 117億円×1.5%×10/12か月=1.46億円 民間: 52億円×4.87%×10/12か月=2.11億円 ・破産手続費用 α 億円 1.9千万円(破産管財人報酬)+法定代理人費用α千円 破産管財人報酬額は、代物弁済額の10%を見込んでいます。	569	664 (+95)
B-1案 (県営化)	502	263	・将来収入-将来経費(支払利息除く) 263億円 (伐採収入+補助金)-(伐採、保育経費+管理費+分収交付金) (635億円+237億円)-(494億円+33億円+55億円+27億円)=263億円	239	69	・将来利息(三セク債支払利息) 65億円(※2) 発行額(債務)169億円×2.50%×30年= 65億円 ・損失補償履行日までの遅延損害金 4億円(※3) 公庫: 117億円×1.5%×10/12か月=1.46億円 民間: 52億円×4.87%×10/12か月=2.11億円 ・破産手続費用 α 億円 1.9千万円(破産管財人報酬)+法定代理人費用α千円 破産管財人報酬額は、代物弁済額の10%を見込んでいます。 ・消費税 0.1億円(※5) 譲渡額(代物弁済)1.9億円[1.77億円×1.05](処分価格)×5/10=9,100千円	308	403 (+95)
B-2案 (県営化)	502	157	・将来収入-将来経費(支払利息除く) 157億円 (伐採収入+補助金)-(伐採、保育経費+管理費+分収交付金) (635億円+237億円)-(494億円+33億円+55億円+133億円)=157億円	345	86	・将来利息(三セク債支払利息) 65億円(※2) 発行額(債務)169億円×2.50%×30年= 65億円 ・損失補償履行日までの遅延損害金 21億円(※3) 公庫: 117億円×14.5%×10/12か月=14.14億円 民間: 52億円×15.72%×10/12か月=6.81億円 ・消費税 0.1億円(※5) 譲渡額(代物弁済)1.9億円[1.77億円×1.05](処分価格)×5/10=9,100千円	431	526 (+95)
B-3案 (分収見直し等改革取組後に県営化)	502	263	・将来収入-将来経費(支払利息除く) 263億円 (伐採収入+補助金)-(伐採、保育経費+管理費+分収交付金) (635億円+237億円)-(494億円+33億円+55億円+27億円)=263億円	239	40	・将来利息(公庫等既往債務支払利息) 40億円 公庫利息: 32億円 (債務117億円 平均利率1.52%) 民間利息: 8億円 (債務 52億円 平均利率0.94%) 計 : 40億円 (債務169億円 平均利率1.34%) ・消費税 0.2億円(※5) 譲渡額(代物弁済)1.9億円[1.77億円×1.05](処分価格)×10/110=17,300千円	279	374 (+95)
C-1案 (センター存続)	502	263	・将来収入-将来経費(支払利息除く) 263億円 (伐採収入+補助金)-(伐採、保育経費+管理費+分収交付金) (635億円+237億円)-(494億円+33億円+55億円+27億円)=263億円	239	86	・将来利息(三セク債支払利息) 65億円(※2) 発行額(債務)169億円×2.50%×30年= 65億円 ・損失補償履行日までの遅延損害金 21億円(※3) 公庫: 117億円×14.5%×10/12か月=14.14億円 民間: 52億円×15.72%×10/12か月=6.81億円 ・特定調停手続費用 α 億円	325	420 (+95)
C-2案 (センター存続)	502	263	・将来収入-将来経費(支払利息除く) 263億円 (伐採収入+補助金)-(伐採、保育経費+管理費+分収交付金) (635億円+237億円)-(494億円+33億円+55億円+27億円)=263億円	239	40	・将来利息(公庫等既往債務支払利息) 40億円 公庫利息: 32億円 (債務117億円 平均利率1.52%) 民間利息: 8億円 (債務 52億円 平均利率0.94%) 計 : 40億円 (債務169億円 平均利率1.34%)	279	374 (+95)

※1 シミュレーション結果から、数値を引用

※2 三セク債は、期間30年と仮定し、金利は2.50%(30年国債の過去10年平均金利2.2%+α(0.3%))と想定

※3 A案、B-1案、B-2案、C-1案については、損失補償契約に基づく損失発生から損失補償履行まで、年利14.0~15.0%の遅延損害金が発生する。このうち、破産手続きを活用するA案、B-1案については、1.5%程度は県が約定利息分として支払残り13%程度は申し立て後に発生する劣後債権として、通常弁済不要(支払不要)扱いとすることができる。

※4 造林補助金の算出 … 現行: (補助金150億円×34/85=60億円) + (再造林費用235億円) A~C案: 補助金237億円×34/85=95億円

※5 消費税は、H26年4月から8%、H27年10日から10%になるため、H25年度末に債務処理するB-1案、B-2案については、現行税率の5%、H29年度末に債務処理するB-3案については、10%で想定

4 現在の材価による長期収支（公的支援見込額）試算結果

(1) 公的支援見込額の試算 ⇒ (2) に示した前提条件の下での試算

期間：H24～H89

(単位：億円)

	【現行】		【見直し後】					
	センター 皆伐	A案 事業廃止	B案 県営化 非皆伐			C案 センター 非皆伐 経営改善		
			B-1案 県営化 分収見直し	B-2案 (※5) 県営化	B-3案 分収見直し後に県営化	C-1案 特定調停後 に経営改善	C-2案 経営改善の中 で公的支援を実施	
収入 ㊦	1,230	19	872	872	872	872		
伐採収入(販売収入)	1,080	19	635	635	635	635		
造林補助金	150	—	237	237	237	237		
支出 ㊧	1,002	17	609	715	609	609		
伐採経費	732	16	494	494	494	494		
保育経費	33	—	33	33	33	33		
管理費	58	—	55	55	55	55		
分収交付金	179	1	27	133	27	27		
①回収見込額(※1) ㊦-㊧	228	2	263	157	263	263		
②H23年度末債務残高	502	502	502	502	502	502		
③回収不能見込額 (※2) ㊦-①	274	500	239	345	239	239	239	
		債権放棄 500	債権放棄 500	債権放棄 500	5年後 債権放棄 500(※2)	債権放棄 239		
④新たに発生する 費用見込額(※3)	40	69	69	86	40	86	40	
⑤公的支援見込額③+④	314	569	308	431	279	325	279	
参考	⑥造林補助金 のうち 県負担分 (※4)	土地所有者への 返還まで	60	—	95	95	95	95
		契約解除後の 保育・伐採等	—	95	—	—	—	—
		返還後の再造林	235	—	—	—	—	—
⑤+⑥	(609)	(664)	(403)	(526)	(374)	(420)	(374)	

(※1) 回収見込額①については、A案は現時点での立木処分見込額(20頁参照)、B～C案は(将来収入) - (将来経費)とし、今後の支払利息は除く

(※2) B案の債権放棄対象額は、県営化の際の分収林時価評価額を仮に立木処分見込額2億円とみなし差し引いた額としている。時価評価方法は複数あり、B案を採る場合は精査が必要

(※3) 新たに発生する費用見込額の内訳は次のとおり

A案	69億円	(支払利息(損失補償)に伴う三セク債65) + (損失補償での遅延損害金負担(※6)4) + (破産手続費用α)
B-1案	69億円	(支払利息(損失補償)に伴う三セク債65) + (損失補償での遅延損害金負担4) + (破産手続費用α) + (消費税0.1) + (登記手続費用α)
B-2案	86億円	(支払利息(損失補償)に伴う三セク債65) + (損失補償での遅延損害金負担21) + (消費税0.1) + (登記手続費用α)
B-3案	40億円	(支払利息(既往償還)40) + (消費税0.1) + (登記手続費用α)
C-1案	86億円	(支払利息(損失補償)に伴う三セク債65) + (損失補償での遅延損害金負担21) + (調停手続費用α)

C-2案	40億円	(支払利息(既往償還)40)
------	------	----------------

なお、三セク債は、期間30年と仮定し、金利は2.5% (30年国債の過去10年平均金利2.2%+ α (0.3%))と想定

また、損失補償にかかる三セク債(30年)の支払利息および既往償還にかかる利子助成に対しては、当面、50%の特別交付税措置があるが、上記には反映させていない。

(※4) 造林補助金(補助率85%)のうち県負担分(34%)を計上

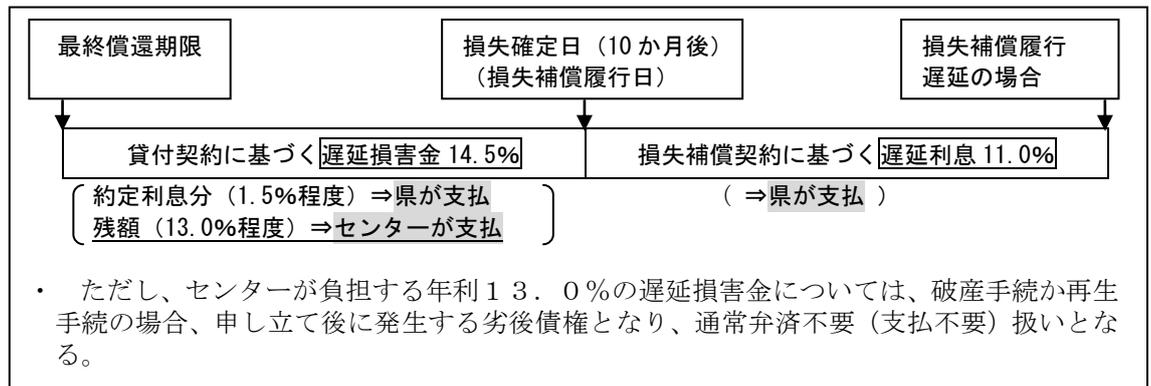
(※5) B-2案は、現在の契約条件で分収することを前提としているため、伐採収益を6:4で分収し、契約期間終了後の存置木については、土地所有者に返還するものとして試算した。

(※6) 損失補償にかかる遅延損害金の負担(損失補償を予定している、A、B-1、B-2、C-1の場合)

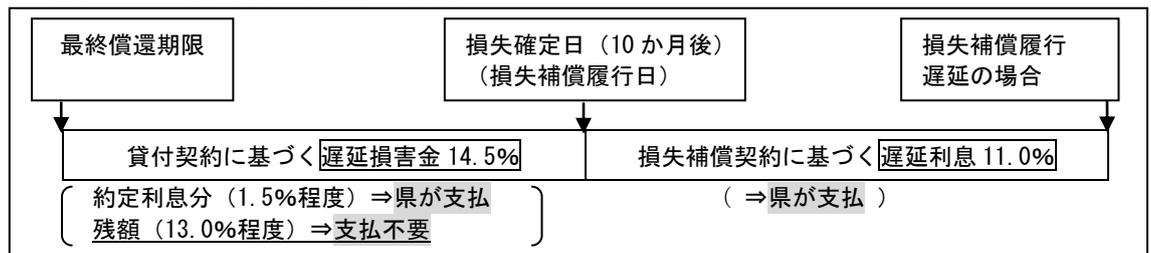
<タイプ1> 日本政策金融公庫への損失補償(一部の民間金融機関を含む)

- 公庫とセンターの貸付契約では、期限までに弁済がなく延滞となった場合、年利14.5%の遅延損害金がかかる。(タイプ1の民間金融機関は、11.0%~18.25%)
また、公庫と県の損失補償契約では、損失確定日(貸付契約での最終償還期限から10か月後)に県が支払いできず延滞となると、年利11.0%の遅延利息がかかる。(タイプ1の民間金融機関は、11.0%~18.25%)
- 公庫と県の損失補償契約では、貸付契約の最終償還期限到来(期限の利益喪失)後10か月後を損失確定日として損失補償を履行することとなり、その10か月間にかかる貸付契約での延滞損害金(年利14.5%)のうち、約定利息分(1.5%程度)を損失補償の対象として県が支払い、残り13.0%程度をセンターが支払うことになる。

○B-2案、C-1案



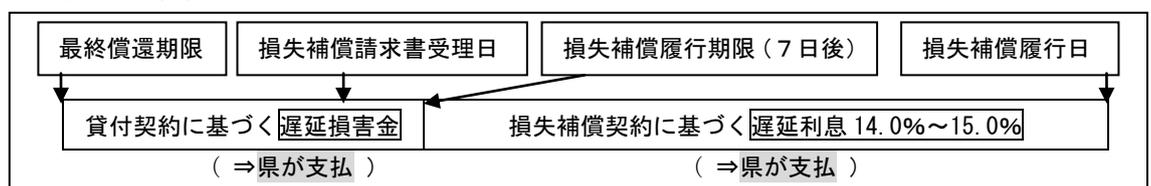
○A案、B-1案(破産手続きの場合)



<タイプ2> 民間金融機関への損失補償(日本政策金融公庫と同じ内容の金融機関を除く)

- 民間金融機関とセンターの貸付契約では、期限までに弁済がなかった場合、年利14.0%~15.0%の遅延損害金がかかる。
- また、民間金融機関と県の損失補償契約では、県は、貸付契約の遅延損害金も含めて民間金融機関からの損失補償請求書受理後7日以内に元利金を支払うことになり、これを過ぎると損失補償契約に基づく年利14.0~15.0%の遅延利息がかかる。

○A案、B-1案、B-2案、C-1案(タイプ1と同じく県の損失補償履行は10か月後と仮定して試算)



平成23年度末 民間金融機関債務残高

H24. 3. 31現在

(単位:円)

	金融機関	貸付契約 約定利率	残高	損失補償契約 の条件	損失補償契 約での遅延利 息の発生日	遅延利息率		期間 10月/12月	遅延利息	
						貸付契約	損失補償 契約		A、B-1案	B-2、C-1案
17 年度 借入 分	<a>	0.830%	960,000,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	18.25%	18.25%	10月/12月	6,640,000	146,000,000
		0.830%	832,000,000	<タイプ2>	金融機関から の損失補償請 求書受理後、8 日目	14.00%	14.00%	10月/12月	97,066,667	97,066,667
	<c>	0.830%	128,000,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	18.25%	18.25%	10月/12月	885,333	19,466,667
	<c>	0.830%	640,000,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	18.25%	18.25%	10月/12月	4,426,667	97,333,333
	<d>	0.830%	640,429,642	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	14.60%	14.60%	10月/12月	4,429,638	77,918,940
	<e>	0.830%	640,000,000	<タイプ2>	金融機関から の損失補償請 求書受理後、8 日目	15.00%	15.00%	10月/12月	80,000,000	80,000,000
	<f>	0.830%	441,600,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	11.00%	11.00%	10月/12月	3,054,400	40,480,000
				4,282,029,642				15.64%	10月/12月	196,502,705
19 年度 借入 分	<g>	1.250%	304,000,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	14.60%	11.00%	10月/12月	3,166,667	36,986,667
	<h>	1.414%	184,759,997	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	14.50%	11.00%	10月/12月	2,177,089	22,325,166
	<a>	1.580%	380,000,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	18.25%	11.00%	10月/12月	5,003,333	57,791,667
	<e>	1.600%	38,000,000	<タイプ2>	金融機関から の損失補償請 求書受理後、8 日目	15.00%	15.00%	10月/12月	4,750,000	4,750,000
	<d>	1.600%	38,000,000	<タイプ1>	損失確定日 の翌日	14.60%	11.00%	10月/12月	506,667	4,623,333
	計		944,759,997				16.06%	10月/12月	15,603,755	126,476,833
	A、B-1案 償還金合計		5,226,789,639				4.87%	10月/12月	212,106,460	/
	B-2、C-1案 償還金合計					15.72%	10月/12月		684,742,439	

※<タイプ1>のうち、A、B-1案では、損失の確定する最終期間到来後10か月後に遅延利息のうち県が約定利息を支払うが、残りはセンターの劣後債となるため県の支払い義務はない。

※<タイプ2>では期限後すぐに、県は金融機関から損失補償請求を受けると考えられるが、県の支払い準備ができるのがタイプ1と同じく10か月後と仮定して算出(7日間分は単純化のため考慮しない。)

(2) 試算に当たっての前提条件

		【現行】		【見直し後】					
		センター 皆伐		B案 県営化 非皆伐 経営改善		C案 センター 非皆伐 経営改善			
収 入	伐採収入	木材価格 × 販売(素材生産)材積 (木材価格は、県内買取価格(合板、集成材)の過去5か年平均) (※1)							
		計	1,080 億円	計	635 億円	計	635 億円		
		45年	44 億円	45年	81 億円	45年	81 億円		
		60年	179 億円	60年	281 億円	60年	281 億円		
		80年	857 億円	80年	273 億円	80年	273 億円		
		販売材積	計	970 万m ³	計	577 万m ³	計	577 万m ³	
			45年	42 万m ³	45年	77 万m ³	45年	77 万m ³	
			60年	164 万m ³	60年	256 万m ³	60年	256 万m ³	
	80年		764 万m ³	80年	244 万m ³	80年	244 万m ³		
	補助金	伐採経費および保育経費に対する補助金(造林補助金) 補助率85%							
		○伐採補助金							
		計	123 億円	計	210 億円	計	210 億円		
		45年	36 億円	45年	52 億円	45年	52 億円		
		60年	87 億円	60年	90 億円	60年	90 億円		
80年		0 億円	80年	68 億円	80年	68 億円			
○保育補助金									
		27 億円		27 億円		27 億円			
支 出	伐採経費	素材生産経費、運搬経費、林内作業路開設経費 (※2)							
		計	732 億円	計	494 億円	計	494 億円		
		45年	49 億円	45年	79 億円	45年	79 億円		
		60年	160 億円	60年	218 億円	60年	218 億円		
		80年	523 億円	80年	197 億円	80年	197 億円		
	保育経費	枝打、鳥獣害対策、作業道開設・補修 (※3)							
	管理費	事業量の増加に応じて職員採用		人員削減および給与引下げを実施					
	分収交付金	伐採収益の4割		3回目抜き伐り時(80年) の伐採収益の2割		伐採収益 の4割		3回目抜き伐り時(80年) の伐採収益の2割	
				B-1案・B-3案		B-2案			
		計	179 億円	計	27 億円	133 億円	計	27 億円	
45年		12 億円	45年	0 億円	21 億円	45年	0 億円		
60年		40 億円	60年	0 億円	58 億円	60年	0 億円		
80年	127 億円	80年	27 億円	54 億円	80年	27 億円			

- ・土地所有者との契約変更(長伐期、分収方式)は100%成立
- ・C案は、県無利子貸付の継続
- ・伐採時には、出荷できない曲がり材を除き、末口径16cm以上の材をすべて搬出
- ・A案(事業廃止)の場合の回収見込額、B案(県営化)で県営化する場合の時価評価額として仮に見込んだ額の試算は、(※4)
- ・価格はすべて税抜価格

(※1) 木材価格 (税抜)

単位：円/m³

末口径(cm)	16~18	20~28	30~
価格 スギ	8,400	10,900	11,300
〃 ヒノキ	10,300	13,900	13,900
価格の採用	工場買取(合板)	工場買取(合板)	工場買取(集成材)

- ・木材価格は、H89 まで同一価格で推移するものとして算定
- ・販売対象丸太 … 集成材(A'材)、合板材(B材)のうち末口径16cm以上の丸太

〔 スギ … 県内集成材工場、石川県内合板工場の受け入れ価格
(過去5か年平均値 H19.1~H23.12)
ヒノキ…近県合板工場の受け入れ価格
(取引のあったH21年2月からH23年12月までの21か月間の平均値) 〕

(※2) 伐採経費 (税抜)

○素材生産経費

単位：円/m³

		45年生	60年生	80年生
[現行]	車両系(30°未満)	6,890	6,430	4,220
	架線系(30°以上)	7,570	7,110	4,670
[見直し後]	車両系(30°未満)	5,870	5,540	5,440
	架線系(30°以上)	6,410	6,070	5,980

- ・搬出方法 … 傾斜30°未満：車両系(プロセッサ)＋車両系(フォワーダ)
傾斜30°以上：車両系(プロセッサ)＋架線系(スイングヤード)
- 〔森林環境保全直接支払事業の標準工程(林野庁)〕

○運搬経費

2,500円/m³

〔中部運輸局10t車運賃(運搬距離50km)から算出〕

○林内作業路開設経費

地形区分	緩～普通(30°未満)	@2,000円/m	開設距離100m
	急(30°以上)	@2,000円/m	開設距離20m

〔「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(H20.10 森林・林業基本政策検討委員会(林野庁))の路網整備水準目安〕

(※3) 保育経費 (税抜)

①保育間伐	168,200円/ha	②枝打	191,700~268,500円/ha
③鳥獣害対策	32,495~124,160円/ha	④作業道開設・補修	開設7,700円/m 補修1,590円/m

〔 ①~③： 県造林補助事業の標準単価(H23)
④： センター実績値(H21~23平均) 〕

(※4) 現時点での分収林処分見込額 (税抜)

- (
 - ・ **A案** (事業廃止) の場合の回収見込額に使用
 - ・ **B案** (県営化) で県営化する場合の時価評価額として仮に使用)

現時点で市場価値があり立木を伐採して収益が見込まれる森林の評価額 (処分価格) を回収見込み額とする。(平成22年度の森林調査結果より試算)

(1) : 現在の木材価格に基づく販売収入

19億円 (1,923,529千円)

- 処分対象 : 合板・集成材に利用できる末口16cm以上の丸太が取れる立木
ただし、保安林は標準伐期齢(※:40年または45年)以上を対象
- 処分対象面積 : 1,104ha (材積184,000m³)
- 木材価格 : 県内買取価格(合板、集成材)の過去5か年平均 (19頁 ※1参照)

(2) : 経費 (素材生産+運搬+林内作業路開設+作業道開設)

16億円 (1,628,264千円)

<参考>

集材方法は、現状で林内作業路が整備されていないため、「架線系機械による集材」と「高密度な林内作業路を必要とする車両系集材」のコスト比較を行い、安価な架線系機械による集材を採用した。

架線系集材 : 素材生産経費 (A) 6,040円/m³
林内作業路開設 (B) 240円/m³
(20m/ha×2,000円/m)÷170m³/ha=235円/m³
計 (A) + (B) 6,280円/m³

車両系集材 : 素材生産経費 (A) 5,580円/m³
林内作業路開設 (B) 1,180円/m³
(100m/ha×2,000円/m)÷170m³/ha=1,176円/m³
計 (A) + (B) 6,760円/m³

- 素材生産経費 6,040円/m³
(※) 30年生時(センター林の平均林齢)の樹高、胸高直径、成立本数を基に皆伐した場合の単価を算出しているため、19頁の「(※2)素材生産経費」とは異なる。

- 運搬経費 2,500円/m³ (19頁 ※2参照)

- 林内作業路開設経費 2,000円/m (19頁 ※2参照)

(※) 架線系集材であることから林内作業路の開設延長を20m/haで計上
参考:「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(H20.10 森林・林業基本政策検討委員会(林野庁)の路網整備水準目安)

- 作業道開設経費 7,700円/m (19頁 ※3参照)

(※) センター実績単価 (H21~23平均)

(3) : 処分価格 (時価)

- (1)-(2):1,923,529千円-1,628,264千円=295,265千円

295,265千円×0.6(センター持分)=177,159千円 ⇒

2億円

(3) 試算に当たって参考とした材価（税抜）

- 基本価格（合板・集成材の過去5か年平均価格）のほか、参考材価として次の価格を用いて長期収支を試算

	木材価格					円/m ³	
	使用材価	材価実績期間	末口径 16~18 (cm)		末口径 20~28 (cm)		末口径 30~ (cm)
基本価格	合板・集成材	過去5か年 平均価格 H19.1~H23.12	スギ 8,400 ヒノキ 10,300	スギ 10,900 ヒノキ 13,900	スギ 11,300 ヒノキ 13,900	スギ 11,300 ヒノキ 13,900	スギ 11,300 ヒノキ 13,900
参考材価1	合板・集成材	過去5か年 平均価格 H18~H22	スギ 8,400 ヒノキ 10,300	スギ 10,900 ヒノキ 13,900	スギ 11,300 ヒノキ 13,900	スギ 11,300 ヒノキ 13,900	スギ 11,300 ヒノキ 13,900
	市場取引材		スギ 9,900 ヒノキ 17,600	スギ 11,600 ヒノキ 17,600	スギ 20,000 ヒノキ 23,400	スギ 20,000 ヒノキ 23,400	
参考材価2	合板・集成材	直近価格 H23.1~H23.12	スギ 8,300 ヒノキ 10,000	スギ 11,500 ヒノキ 15,000	スギ 11,500 ヒノキ 15,000	スギ 11,500 ヒノキ 15,000	スギ 11,500 ヒノキ 15,000
	市場取引材		スギ 9,200 ヒノキ 15,700	スギ 11,500 ヒノキ 15,700	スギ 11,900 ヒノキ 20,900	スギ 11,900 ヒノキ 20,900	

- 市場取引材価格については、県内3市場（H23年7月以降は4市場）の平均値により試算

- 参考材価2の合板・集成材（スギ）のうち末口径30cm以上価格（11,300円）については、20~28cm価格（11,500円）を下回っているため、20~28cm価格（11,500円）により試算。また、市場取引材（スギ）の20~28cm価格（10,700円）については、合板・集成材の20~28cm価格（11,500円）を下回っているため、合板・集成材の20~28cm価格（11,500円）により試算
- なお、合板・集成材の過去5か年平均価格（ヒノキ）については、近県合板工場の受け入れ価格（取引のあったH21年2月からH23年12月までの平均値）により試算

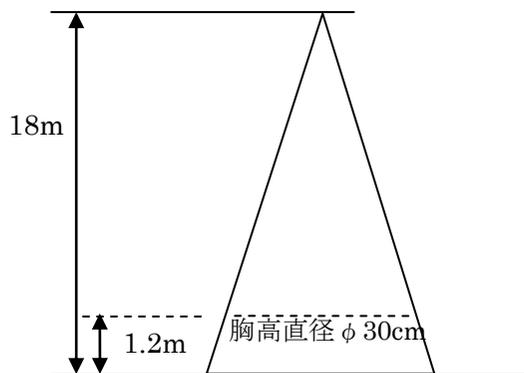
(4) 長期収支試算のイメージ

(1) 現況林分の把握

- 各団地(690 団地)の樹種別・植栽年度別 (約 2,100 区分) にプロット調査 (10m×10m) を行い、
 - ・平均樹高
 - ・平均胸高直径
 - ・平均成立本数
 - ・獣害、根曲がり等の状況
 の項目を調査し、現在の林分状況を把握。(平成 22 年度実施)

(例：現況、林齢 45 年生の場合)

平均樹高	18m
平均胸高直径	30cm
平均立木本数	667 本 / h a

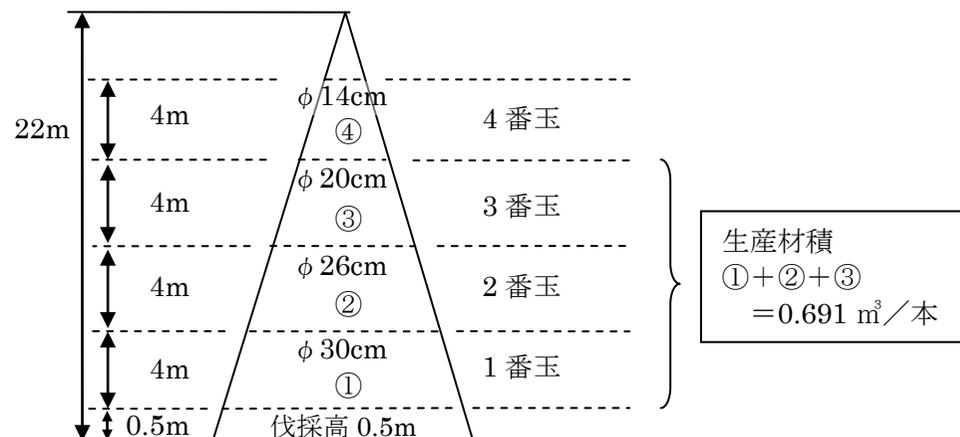


(2) 伐採時 (抜き伐り・主伐) の収穫予測

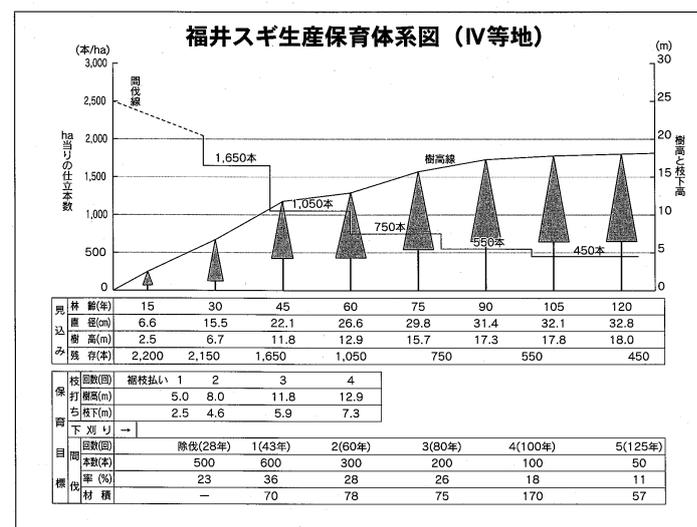
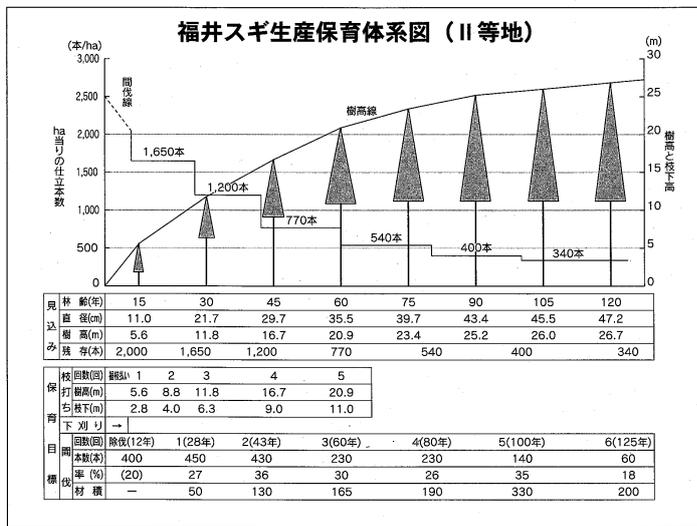
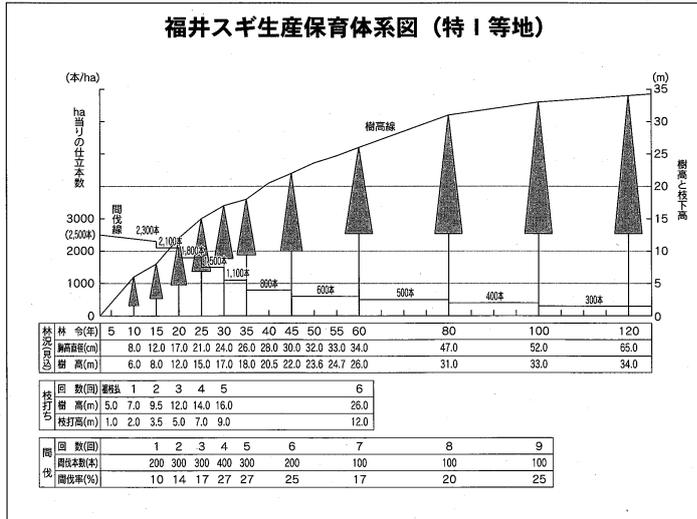
- 現況の平均樹高と、福井県保育体系図 (I 等地、II 等地、IV 等地の 3 区分) における同林齢の樹高を比較し、一番近似している福井県保育体系図区分の成長率を用い、将来 (抜き伐り・主伐時) の樹高および胸高直径を予測。
- 根曲がり高を踏まえた上で汎用的な 4m 長に採材するものとし、細り率を用いて各玉の末口径 (ϕ) を算出。
- 合板等工場への出荷を念頭に、末口径 $\phi 16\text{cm}$ 以上の玉を生産材積として集計する。(出荷できない曲がり材を 10% 分見込み、除外)

(例：60 年生時抜き伐り予想)

平均樹高	22m
平均胸高直径	36cm
平均立木本数	667 本 / h a
伐採本数 A	334 本 / h a
丸太材積 B	0.691 m^3 / 本
素材生産材積 A×B	230.8 m^3 / h a



福井スギ生産保育体系図



林齢別、等級別面積割合 (平成 23 年度末) (※)

等級 林齢	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	合計
特 I	0%	3%	9%	7%	4%	2%	1%	26%
II	0%	2%	9%	21%	17%	8%	4%	60%
IV	0%	0%	2%	2%	4%	2%	3%	14%
合計	0%	5%	20%	30%	25%	12%	8%	100%

(※) 不成績林地 (300 本/ha 以下、667ha) を除く 14, 197ha を対象に試算

5 土地所有者アンケート調査結果（平成23年）

(1) 調査概要

調査期間： H23. 6. 27 ~ H23. 7. 15

調査対象者数： 994人

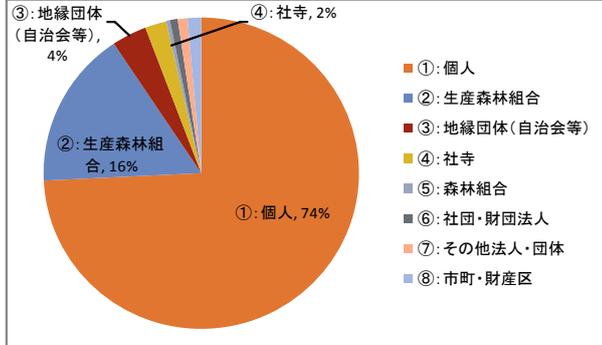
回答者数： 501人 （回答率： 50.4%）

区分別の回答率：①：個人：47%、②：生産森林組合：70%、③：地縁団体（自治会等）：62%、④：社寺：48%、⑤：森林組合：100%、
⑥：社団・財団法人：67%、⑦：その他法人・団体：50%、⑧：市町・財産区：100%

(2) 回答者の状況

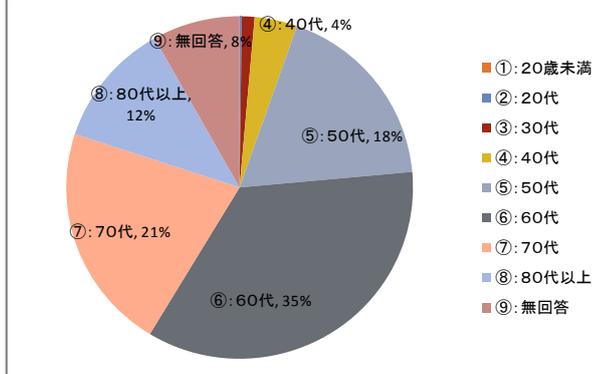
区分	回答者数	回答者数の割合
①：個人	372人	74%
②：生産森林組合	82人	16%
③：地縁団体（自治会等）	18人	4%
④：社寺	11人	2%
⑤：森林組合	2人	0%
⑥：社団・財団法人	4人	1%
⑦：その他法人・団体	5人	1%
⑧：市町・財産区	7人	1%
計	501人	100%

<回答者数の割合>



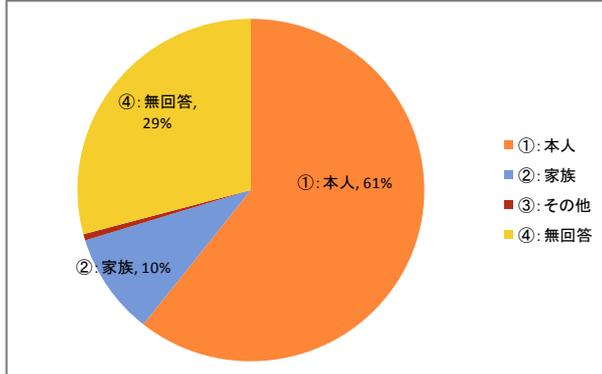
区分	回答者数	回答者数の割合
①：20歳未満	0人	0%
②：20代	1人	0%
③：30代	6人	1%
④：40代	20人	4%
⑤：50代	91人	18%
⑥：60代	176人	35%
⑦：70代	107人	21%
⑧：80代以上	59人	12%
⑨：無回答	41人	8%
計	501人	100%

<回答者数の割合>



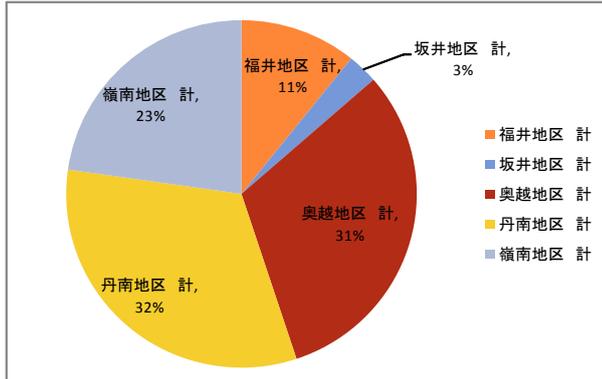
区分	回答者数	回答者数の割合
①：本人	304人	61%
②：家族	48人	10%
③：その他	3人	1%
④：無回答	146人	29%
計	501人	100%

<回答者数の割合>



区分	回答者数	回答者数の割合
福井市	39人	8%
永平寺町	15人	3%
福井地区 計	54人	11%
あわら市	4人	1%
坂井市	10人	2%
坂井地区 計	14人	3%
大野市	96人	19%
勝山市	61人	12%
奥越地区 計	157人	31%
鯖江市	7人	1%
越前市	25人	5%
池田町	38人	8%
南越前町	52人	10%
越前町	40人	8%
丹南地区 計	162人	32%
敦賀市	8人	2%
小浜市	40人	8%
美浜町	4人	1%
高浜町	8人	2%
おおい町	34人	7%
若狭町	20人	4%
嶺南地区 計	114人	23%
計	501人	100%

<回答者数の割合>



(3) 調査結果

●Q1: センター林の役割について

これまでの役割は、「木材の生産」が32%と最も多かったが、今後は、「木材の生産」が半減する一方で、「地球温暖化の防止」が大幅に増え、「水を蓄える」、「土砂災害防止」などとともに、森林の多面的機能を重視する意見が多かった

【これまで】

区分	回答者数	回答者数の割合
①: 木材の生産	424人	32%
②: 水を蓄える、水をきれいにする	349人	26%
③: 土砂災害の防止、県土保全	366人	27%
④: 地球温暖化の防止	114人	9%
⑤: 野外教育、レクリエーションの場	12人	1%
⑥: 野生生物生息地、生物多様性確保	60人	4%
⑦: その他	9人	1%
計	1,334人	100%

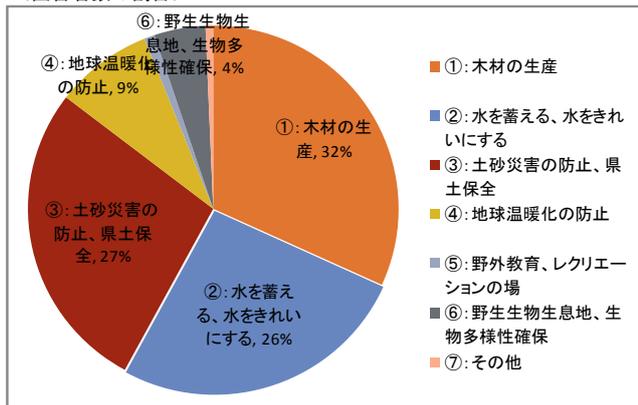
(複数回答)

【今後】

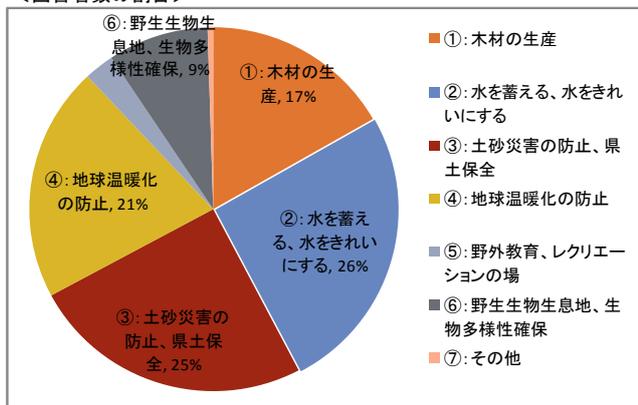
区分	回答者数	回答者数の割合
①: 木材の生産	236人	17%
②: 水を蓄える、水をきれいにする	359人	26%
③: 土砂災害の防止、県土保全	350人	25%
④: 地球温暖化の防止	293人	21%
⑤: 野外教育、レクリエーションの場	37人	3%
⑥: 野生生物生息地、生物多様性確保	125人	9%
⑦: その他	7人	0%
計	1,407人	100%

(複数回答)

<回答者数の割合>



<回答者数の割合>

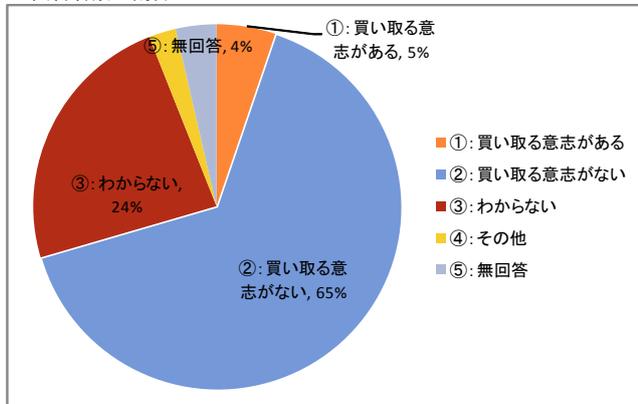


●Q2: 造林地立木の買い取りの意向について

「買い取る意思がない」と回答した人が65%を占めており、今後もセンターが継続して森林整備をしていく必要があると考えられる

区分	回答者数	回答者数の割合
①: 買い取る意志がある	26人	5%
②: 買い取る意思がない	327人	65%
③: わからない	118人	24%
④: その他	12人	2%
⑤: 無回答	18人	4%
計	501人	100%

<回答者数の割合>

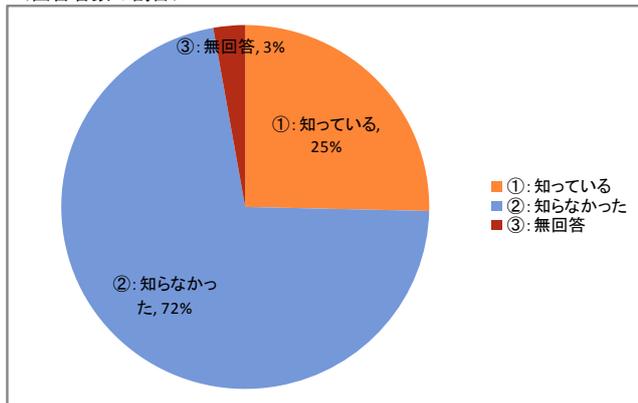


●Q3: 土地所有者の再造林の義務について

「再造林の義務を知らなかった」と回答した人が72%であった

区分	回答者数	回答者数の割合
①: 知っている	127人	25%
②: 知らなかった	360人	72%
③: 無回答	14人	3%
計	501人	100%

<回答者数の割合>

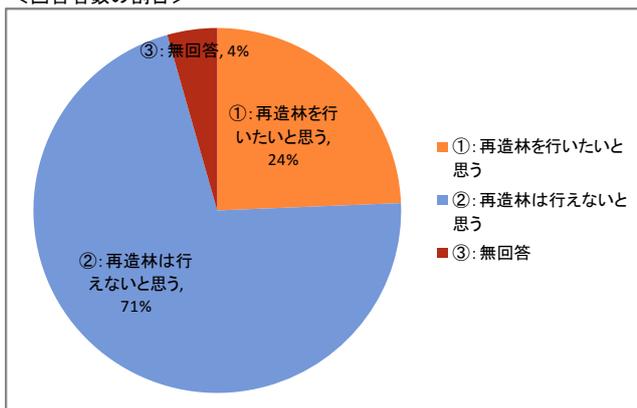


●Q4： 土地所有者の再造林の意向について

「再造林は行えないと思う」と回答した人が71%を占めており、再造林が不要となるよう整備方針を見直すべきであると考えられる

区分	回答者数	回答者数の割合
①:再造林を行いたいと思う	122人	24%
②:再造林は行えないと思う	357人	71%
③:無回答	22人	4%
計	501人	100%

<回答者数の割合>

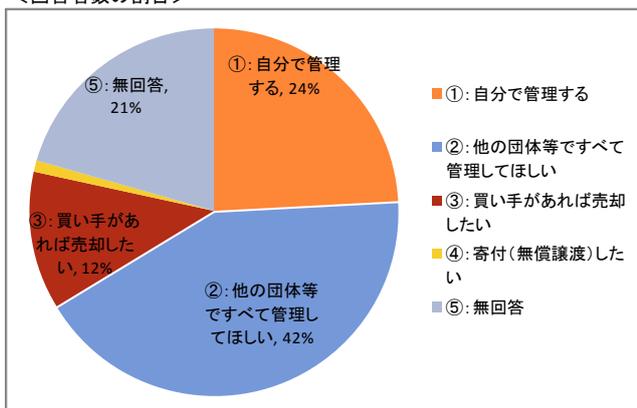


●Q5： 返還後の造林地の管理について

55%の人が、返還後の造林地を自分で管理する意思がないことから、返還後の造林地については、手入れの負担ができるだけかからないようにすることが望まれる

区分		回答者数	回答者数の割合
①:自分で管理する		121人	24%
②:他の団体等ですべて管理してほしい		211人	42%
希望する管理先	ア. 近隣の林家	0人	0%
	イ. 森林組合	95人	19%
	ウ. 林業事業体(森林組合以外)	1人	0%
	エ. 生産森林組合	9人	2%
	オ. 市町	3人	1%
	カ. 引き続き、センター(旧林業公社)	88人	18%
	キ. 県	6人	1%
	ク. その他	7人	1%
ケ. 無回答	2人	0%	
③:買い手があれば売却したい		61人	12%
希望する売却先	ア. 近隣の林家	3人	1%
	イ. 森林組合	19人	4%
	ウ. 林業事業体(森林組合以外)	3人	1%
	エ. 生産森林組合	0人	0%
	オ. 市町	4人	1%
	カ. 引き続き、センター(旧林業公社)	11人	2%
	キ. 県	13人	3%
	ク. その他	4人	1%
ケ. 無回答	4人	1%	
④:寄付(無償譲渡)したい		5人	1%
希望する寄付(譲渡)先	ア. 近隣の林家	0人	0%
	イ. 森林組合	1人	0%
	ウ. 林業事業体(森林組合以外)	0人	0%
	エ. 生産森林組合	0人	0%
	オ. 市町	1人	0%
	カ. 引き続き、センター(旧林業公社)	0人	0%
	キ. 県	0人	0%
	ク. その他	3人	1%
ケ. 無回答	0人	0%	
⑤:無回答		103人	21%
計		501人	100%

<回答者数の割合>

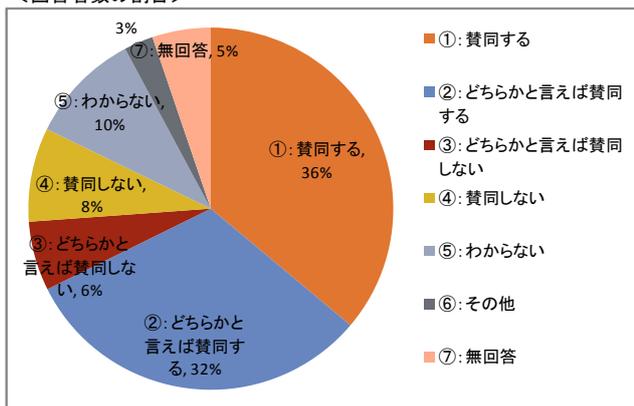


●Q6: 森林整備方針の転換について

センターの森林整備方針を「環境保全重視」とすることについて、「賛同する」、「どちらかといえば賛同する」が68%を占め、「賛同しない」、「どちらかといえば賛同しない」は14%にとどまり、環境保全重視の方針に多くの人が理解を示している

区分	回答者数	回答者数の割合
①: 賛同する	181人	36%
②: どちらかといえば賛同する	158人	32%
③: どちらかといえば賛同しない	31人	6%
④: 賛同しない	42人	8%
⑤: わからない	50人	10%
⑥: その他	13人	3%
⑦: 無回答	26人	5%
計	501人	100%

<回答者数の割合>



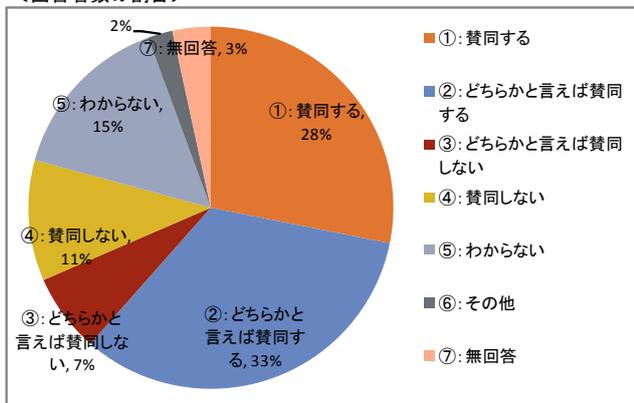
●Q7: 分収方式の見直しについて

「賛同する」、「どちらかといえば賛同する」の割合が61%を占め、「賛同しない」、「どちらかといえば賛同しない」は18%にとどまり、多くの人が理解を示している

残りの人にも理解が得られるよう、センターの経営改善を進めていくことが必要である

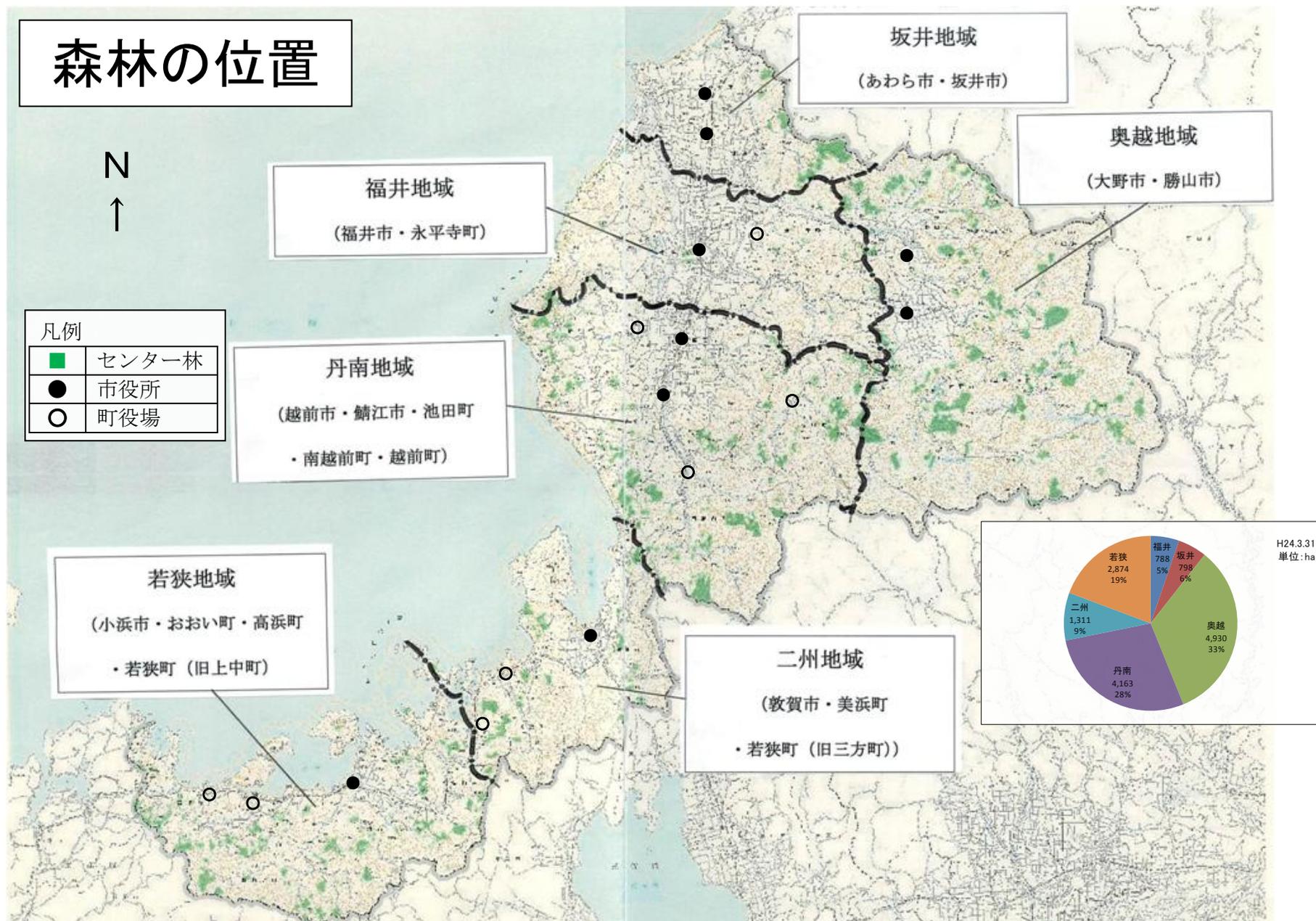
区分	回答者数	回答者数の割合
①: 賛同する	141人	28%
②: どちらかといえば賛同する	167人	33%
③: どちらかといえば賛同しない	35人	7%
④: 賛同しない	54人	11%
⑤: わからない	76人	15%
⑥: その他	11人	2%
⑦: 無回答	17人	3%
計	501人	100%

<回答者数の割合>



(※) 四捨五入の関係で、各区分の回答者数の割合の合計が100%にならない場合がある。

6 分収林の位置図



7 県営林の概要

(1) 県営林経営の主な目的と役割

- ①基本的財産の造成を図りつつ、模範的森林・林業の管理・経営を実践し、地域林業の振興に貢献する。
- ②生産性を追求する経済林の造成のみでなく、公益的機能を高度に発揮できる森林の造成を図る。

(2) 主な変遷

- 明治38年 模範林の設置
 荒廃森林への県民の造林意識の高揚を図るため、林業経営の模範として県による造林を開始
- 昭和 元年 県行分収造林の開始
 荒廃した森林を対象に地上権を設定して行う造林を開始
- 昭和39年 県有林事業特別会計条例の制定、特別会計による事業開始
- 昭和43年 県行分収造林の新規契約締結の終了

(3) 森林資源の状況 (平成24年4月1日現在)

○ 面積・蓄積

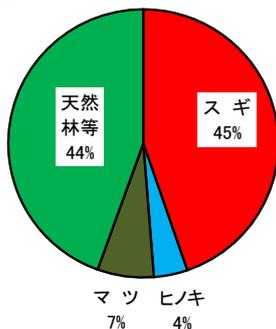
区分	箇所数	管理面積	人工林	
			面積	人工林率
県有地県有林	7箇所	454.5ha	309.3ha	68%
県行分収造林	58箇所	1,992.2ha	1,049.2ha	53%
計	64箇所	2,446.7ha	1,358.5ha	56%

※箇所数は重複があるので計が一致しない

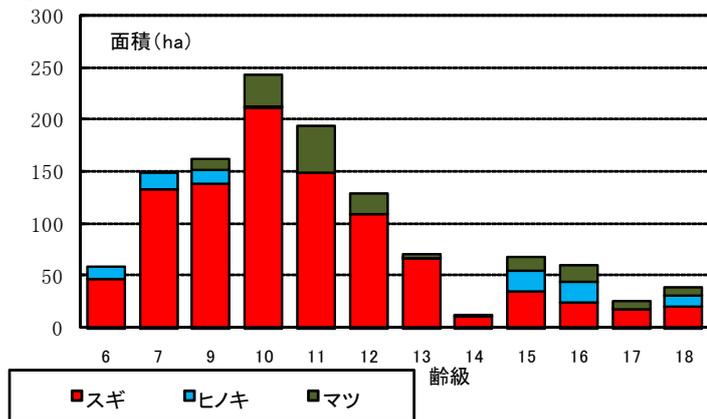
○ 樹種別面積内訳

区分	スギ	ヒノキ	マツ	天然林等	計
県有地県有林	193.0ha	68.7ha	47.6ha	145.2ha	454.5ha
県行分収造林	901.3ha	29.7ha	117.8ha	943.4ha	1,992.2ha
計	1,094.3ha	98.4ha	165.4ha	1,088.6ha	2,446.7ha
(構成比)	(45%)	(4%)	(7%)	(44%)	(100%)

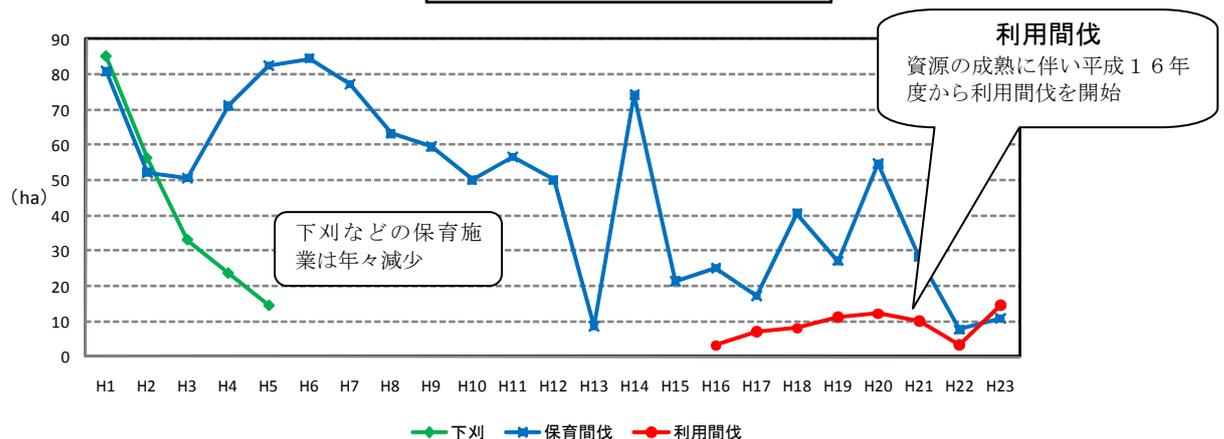
① 樹種別の面積割合



② 齢級別、樹種別面積



(4) 施業の推移



8 社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）の今後のあり方や方向性について、幅広く検討を行っていくため、「社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会においては、主として次に掲げる事項について検討を行う。

- （1）経営状況の評価
- （2）具体的な経営改善方策
- （3）今後の森林整備のあり方
- （4）今後の分収造林事業運営のあり方

（委員）

第3条 委員会は8名の委員で構成する。

- 2 委員は、森林政策・法律・経営・環境に関して専門的知識を有する者、林業団体関係者、行政関係者等の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成25年2月28日までとする。ただし、必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

（委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福井県農林水産部森づくり課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

9 社団法人ふくい農林水産支援センター（旧林業公社）のあり方検討委員会委員名簿

区分	氏名	現職
委員長	松下 幸司	京都大学 農学研究科 准教授
副委員長	前田 直登	社団法人日本林業協会 副会長
委員	泉 桂子	都留文科大学 社会学科 准教授
委員	岡 敏弘	福井県立大学 経済学部経済学科 教授
委員	川野 順万	南越前町長
委員	川村 一司	弁護士
委員	清水 俊裕	公認会計士
委員	坂東 秀夫	福井県森林組合連合会 代表理事専務

(敬称略 委員は五十音順)

10 委員会開催状況

回次	開催日	検討事項
第1回	平成22年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討スケジュール ・センターの現状と課題
第2回	平成22年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 (勝山市野向町横倉/勝山市野向町北野津又)
第3回	平成23年2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経過と今後のスケジュール ・今後の森林整備の方向 ・将来収支シミュレーションの考え方 ・土地所有者へのアンケート調査の実施
第4回	平成23年4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経過と今回の検討事項 ・将来収支シミュレーション結果 ・今後の分収造林事業の方向 ・経営改善策の検討 ・林業公社会計基準に基づく森林資産の評価 ・土地所有者へのアンケート調査の実施
第5回	平成23年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・土地所有者アンケート調査結果 ・委員会報告書作成に向けた検討
第6回	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経過と今回の検討事項 ・他県の経営見直しの状況 ・今後の分収造林事業の方向
第7回	平成24年5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討経過と今後の検討スケジュール ・委員会報告書作成に向けた検討
第8回	平成25年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会報告書作成に向けた検討

11 主な用語の解説

※森林・林業白書（林野庁）、森林・林業・木材辞典（森林・林業・木材辞典編集委員会）等から要約して記載

《あ行》

枝打ち：節のない材を生産するため、樹木の成育過程において下方の不要な枝を切り落とすこと。

帯状伐採：傾斜が急な箇所において、選木基準を定めずに単純に帯状に伐採する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による伐採経費の削減に有効な手段。傾斜が緩やかな箇所においては列状伐採を基本とする。＜類義語：列状伐採＞

《か行》

皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部または大部分伐採する主伐の一種。

拡大造林政策：増大する木材需要にこたえるため、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行う政策。1957年（昭和32年）から1960年代後半にかけて国が強く推進した。

間伐：成長の過程で過密となった立木の一部を抜き伐り（間引き）し、立木の密度を調整する作業。間伐は、①樹木の成長の促進により風雪害や病虫害に強い健全な森林を作る、②林内の下層植生の繁茂により地表の浸食や流失を抑制する、③多様な動植物の生育・生息が可能となり、生物多様性の保全に寄与するなど、森林の持つ多面的機能の発揮に大きな意義を有する。林業の観点からは、残存林分の成長促進や間伐材の販売による林業収入を確保するなどの意義を有しており、伐採した材を搬出して利用する利用間伐（収入間伐）と、林地残材として放置される伐り捨て間伐に大別され、一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施される。間伐は、主伐に比べて伐採・搬出の経費が掛かり増しになる一方、間伐材は価格の安い小径木・低質材が多いことなどから、利用間伐（収入間伐）は間伐全体の約3割にとどまっていると推定されている。

県営林：県が管理運営する森林。県が土地を所有して行う場合（県有林）と、県が土地に地上権を設定して行う場合（県行造林）がある。

合板：原木から薄くむいた単板の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに直交させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。

広葉樹：カシワ、ケヤキ、クスなど扁平な葉をもった樹木。常緑樹と落葉樹がある。＜対義語：針葉樹＞

《さ行》

財産区：地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部（例えば旧市町村の範囲）で財産として山林等を所有するために設けられた特別区をいう。合併前の旧市町村単位で山林を経営する場合が多い。

材積分収：伐採による収益を金銭ではなく立木で土地所有者に分収する方法。

再造林（の義務）：人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。分収造林契約の終了により、森林所有者が事業実施者から土地所有者に移行するので、事業実施者の森林経営計画に皆伐箇所を含めることはできず、皆伐箇所は森林経営対象外森林となるため、森林法第10条の8に基づき森林所有者（土地所有者）に「伐採及び伐採後の造林の事前届出（伐採者である事業実施者と造林者である土地所有者が連名で届出）」が義務付けられ、届出に基づき土地所有者が造林を実施しなければならない。

作業道：林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

三セク債：第三セクター等改革推進債。第三セクター等の整理または再生に伴い必要となる損失補償に要する経費を議会の議決等の手続きを経て地方債の対象とすることができる時限措置（平成21年度～平成25年度）として発行が認められている。

集成材：ひき板、小角材などの部材（集成材の1つの層を構成する板でラミナという）を繊維方向（木目の方向）を平行にして、長さ、幅、厚さの方向に集成、接着した通直またはわん曲した形状の材。

主伐：目的とする樹種を収穫する伐採で、伐採後に次代の後継樹の更新を伴うものをいう。＜対義語：間伐＞

主伐には、対象とする林地にあるすべての樹木を伐採する皆伐、単木ごとに選択して伐採する択伐などがある。

なお、主伐は林業経営における主収穫作業であり、このうち択伐は、保育作業の結果二次的に収入が得られる利用間伐（収入間伐）と区別されている。

針広混交林：針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

人工造林（植林）：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

薪炭林：薪や木炭の原木など、燃料材を供給する森林をいう。木炭生産は、山村経済の支えであったが、昭和30年代のいわゆる燃料革命によって激減した。

針葉樹：スギ、ヒノキ、マツなど細くとがった葉を持った樹木。＜対義語：広葉樹＞

森林組合：森林所有者の経済的社会的地位の向上ならびに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。

森林組合連合会：森林組合を会員として、森林組合法に基づき設立された組織。都道府県ごとにあり、全国組織として全国森林組合連合会がある。

森林整備：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業（施業）：目的とする森林を育成するために行う植林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林経営計画：森林法に基づき、森林所有者等が単独または共同で5年を一期として作成し、市町村長等の認定を受ける制度。森林経営に関する長期の方針、森林の現況および伐採計画等を記載することとしている。

森林整備法人：分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条の規定により、造林または育林の事業および分収方式による造林または育林の促進を行うことを目的とする改正前の民法第34条により設立された法人（※）で、地方公共団体等が、社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を保有しているものをいう。林業公社等が認定されている。

（※）現在は、平成20年12月1日に施行された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づく法人となるが、平成20年12月1日から平成25年11月30日までの5年間、移行期間としての経過措置があり、改正前の民法第34条により設立された公益法人（社団法人および財団法人）は、特例民法法人（特例社団法人および特例財団法人）として存続が認められている。

末口：丸太の先端（細い方）の木口の直径。

生産森林組合：森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合のこと。森

林組合は、組合員の森林経営の一部（例えば、施業、販売、購買など）の共同化を目的とするが、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的とする。

施業集約化：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

造林（植林）：現在ある森林に対し手を加えることにより、目的にあった森林の造成を行うこと。あるいは無立木地に新しく森林を仕立てること。

素材生産：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。

損失補償：金融機関から受けた融資が返済不能となり、金融機関が損失を受けたとき、地方公共団体等が債務者に代わってその損失を補償すること。

《た行》

第三セクター：地方公共団体が25%以上を出資または出せんしている法人、地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のこと。（「第三セクター等の改革について」平成20年6月30日付け総財公第112号、総務省自治財政局長通知）

代替法：森林の多面的機能の具体的な定量的評価手法の一つ。主要な手法は4つあり、それぞれ適用可能な対象と範囲が異なっており、長短がある。

手法	概要	適用条件・長所短所
代替法	・評価対象と同様な価値を持つ他の市場財によって代替した場合に必要とされる費用により評価する手法	・代替可能な財が存在する効果しか評価できず、多面的機能全体は評価できない ・考え方が単純で直感的に理解されやすく、データの収集、評価が比較的容易 ・代替財の選択によっては、恣意的な評価となることもあり、代替財と対象とする機能の類似性が重要
CVM (Contingent Valuation Method、仮想評価法)	・評価対象とする機能が失われた状況等を仮に想定して、住民等にこの機能の保全に対する支払い意思額を直接尋ねることで評価する手法	・既存の統計データ等による制約がなく、環境の質等広範な対象への適用が可能 ・信頼度の高い結果を得るためには、仮想的状況が適切で、回答者が明確に理解できることが必要 ・アンケート結果にバイアスが生じて評価結果の信頼性が低くなる可能性がある
ヘドニック法 (Hedonic Method)	・多面的機能がもたらす効果が地価等に反映されるという仮定に基づき、地価等の変動によって評価する手法	・地価等への影響が明確な効果のみを評価可能 ・理論的には、評価対象地域では、居住者の移動が自由であること等の条件を満たす必要がある
トラベルコスト法	・レクリエーション他への旅行費用と訪問頻度から、評価する手法	・レクリエーションの対象となる特定地域に評価対象が限定される
直接法	・多面的機能によって抑止された災害被害額や、生産費用の節減額等によって直接的に評価する手法	・直接的な効果額の算定が可能な機能の評価に限定される ・評価の考え方が分かりやすく、理解しやすい

『地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書』（三菱総合研究所）（P208 から抜粋）

代物弁済：債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をすることで、その給付は弁済と同一の効力を有する。

遅延損害金：債務の履行を遅滞した場合に、支払わなければならない損害賠償金。

地縁団体：地方自治法第260条の2に定める、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、地縁的な共同活動のための不動産等を保有するため市町村長の認可を受けた団体。

治山事業：^{ちさんじぎょう} 荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通じて水源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全および水資源の確保を図る事業。

地上権：工作物や木竹を所有するために他人の土地を使用する物権。

長伐期化（長伐期施業）：^{ちやうばつきか} ^{ちやうばつきせぎやう} 通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

T P P：^{ティーピーピー} 環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定。加盟交渉国（2013年1月末現在で11か国）間で、関税の削減・撤廃などの経済の自由化を図る経済連携協定。

特定調停：特定調停法（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律）に基づき、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするための手続き。特定調停とは、民事調停の一つであり、特定債務者（支払不能に陥るおそれのある債務者）の経済的再生を図るため、裁判所が特定債務者と債権者の間の金銭債務に係る利害関係の調整を行うこと。

トラベルコスト法：森林の多面的機能の具体的な定量的評価手法の一つ。（「代替法」を参照）

《な行》

日本政策金融公庫：農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が統合し、平成20年10月に設立した全額政府出資の株式会社。日本政策金融公庫の農林水産事業は、昭和28年に設立された農林漁業金融公庫から移行したもので、農林水産業等に長期の融資を行っている。（社）ふくい農林水産支援センターを含め、全国の多くの森林整備法人に、造林のための資金などの融資を行っている。

任意整理：経営不振にある法人の再建や清算を、民事再生法や破産法などの法的手続によらずに実施する手続。私的整理ともいう。民事再生や破産などの法的整理の場合に比べ、柔軟な解決が図りやすいが、手続の透明性を確保しないと、債権者の権利を侵害する恐れがある。また、債権者の数が少ない場合や、債権者の協力が得られる場合は、法的整理に比べて迅速に処理ができることが多い。

抜き伐り：^{ぬきぎり} 森林の樹木を伐採する際に、一度に全部伐らずに樹木を部分的に伐採すること。

《は行》

破産手続：破産法に基づき、裁判所の監督の下、破産管財人により、破産した債務者の財産を換価し、債権者に公平に配当を行う清算の手続をいう。

伐期：^{ばつき} 主伐が予定される時期。

プロパー職員：（社）ふくい農林水産支援センターが採用した職員のこと。

分収方式：森林の土地の所有者、造林を行う者または保育および管理を行う者、森林の造成に必要な費用を負担する者の3者または2者が共同で森林の造成を行う契約を結び、その契約の対象となっている森林からの収益を一定の割合で分け合う（分収する）方式。

分収造林制度：^{ぶんしゅうぞうりん} 森林の土地所有者と造林または保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者で契約を結び、植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の比率で分け合う制度。分収林は、植林の段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」に大別。

保安林：水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保育：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

保育間伐：樹木の生育を促すために行う間伐。

法的整理：経営不振にある法人の再建や清算を、民事再生法や破産法などの法的手続により裁判所が関与して実施する手続。大きく、処理目的として再建型と清算型に分けられるが、公益法人が利用できる手続きには、再建型では民事再生、清算型では破産がある。

簿価：企業会計において、法人が所有する資産について帳簿上に計上されている価額のことで、一般には当該資産の取得原価をいう。帳簿価額の略語。

《ま行》

民事再生手続：経営不振にある法人を破たんさせずに事業の再生を図る、再建型の法的整理の手続の一つ。裁判所が関与しながら、民事再生法に基づいて債権債務を整理する。

民有林：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

《ら行》

りょうぼく
立木：土地に生育する個々の樹木。

りょうかんぼつ
利用間伐：樹木の生育を促すために行う間伐であり、伐採した材を搬出して利用するもの。

林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。ただし、2005年農林業センサスでは、「林業事業体」という区分はなく、委託を受けて造林・保育を行っている、委託を受けて200 m³以上の素材生産を行っているものについては、「林業経営体」としている。

りんちざんざい
林地残材：立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、林地に放置された残材。

りんれい
林齢：森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

れいきゅう
齢級：森林の年齢を5年の幅で括ったもの。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

れつじょうぼつさい
列状伐採：傾斜が緩やかな箇所において、選木基準を定めずに単純に列状に伐採する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による伐採費の削減に有効な手段。急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状伐採を基本とする。＜類義語：帯状伐採＞